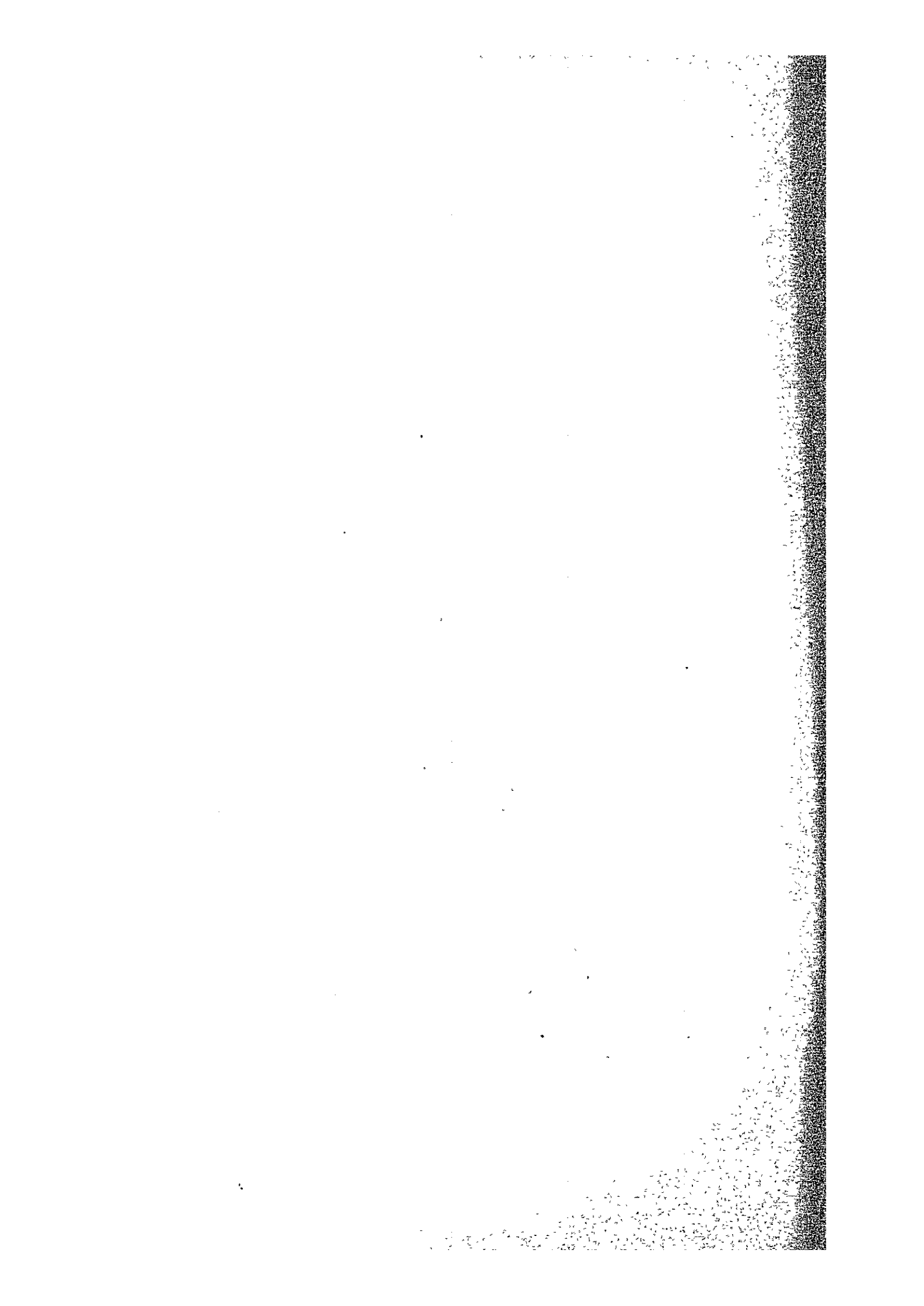

# 中近東地域

# 安全の基礎

# ・

# 防犯の手引き

平成７年５月

JICA LIBRARY
J 1132210 [4]

## 国際協力事業団

(本資料は各在外公館が日本国民一般向けに作成している
「安全の基礎・防犯の手引き」等の情報を、事業団にて
関係者の安全対策の参考資料としてまとめたものです)

JR

# 目　　次


中近東地域

・アフガニスタン　安全の基礎……1
・アラブ首長国連邦　安全の基礎……3
　防犯の手引き……6
・イエメン　安全の基礎……10
　防犯の手引き……13
・イスラエル　安全の基礎……18
　防犯の手引き……21
　安全対策読本……23
　緊急事態対策……27
・イラク　安全の基礎……33
・イラン　安全の基礎……35
　防犯の手引き1……38
　防犯の手引き2……40
・オマーン　安全の基礎……43
　防犯の手引き……45
　テロ防止の心得……48
・カタール　安全の基礎……50
　防犯の手引き……53
・クウェート　安全の基礎……58
　防犯の手引き……61
・サウジアラビア　安全の基礎……70
　防犯の手引き……73
　ジェッダ　防犯の手引き……77
・ヨルダン　安全の基礎……81
　防犯の手引き……84
・シリア　安全の基礎……89
　防犯の手引き……94
・トルコ　安全の基礎……103
　防犯の手引き……107
　アンカラ　防犯の手引き……112
　イスタンブール　防犯の手引き……123
・バーレーン　安全の基礎……128


1132210【4】

・レバノン　　安全の基礎……１３０
　　防犯の手引き……１３３

KAN00010　アフガニスタン【安全の基礎】
アフガニスタン・イスラム国
Islamic State of Afghanistan
〈注〉　1994年1月15日現在，アフガニスタンには，渡航自粛勧告および在留日本人への国外退避勧告が発出されている。
1992年4月の同国のイスラム政権成立後も，国内各派による戦闘が各地で頻発しており，首都カブールにおいても治安維持がされていないため，入国は避けるべきである。

出入国時の留意事項
アフガニスタン国内は非常な混乱状態にあり，行政機能が広範な分野にわたって停止あるいは麻痺していることから，査証・出入国審査等の手続きがどのようになされているのかは判然としない面が多い。
参考までに，従前（旧政権下）の取り扱いを記載しておく。

●査証
アフガニスタンに旅行する際には，入国査証，滞在査証および出国査証の3種類の査証を取得しなくてはならない。
入国査証はアフガニスタン大使館に申し込む。アフガニスタン当局からの招待であれば申請の後，1カ月以内で取得できるようだが，単なる観光目的の旅行等の場合は取得までかなりの時間がかかる（半年程度を要することも珍しいことではない）。また，保留という形で事実上拒否と変わらない扱いを受けることもある。
滞在期間が入国査証で認められる期間（通常10日間程度）を超える場合には，内務省に滞在査証の申請をしなくてはならない。
出国査証がないとアフガニスタンから出国することができない。したがって，入国後すぐに内務省に出国査証の申請をする必要がある。通常，数日後に取得できる。いずれの査証申請にも顔写真数枚と旅券が必要。
このようにアフガニスタン出入国の際には数種の査証が必要であるうえに，経由地（インド等）の査証も当然取得しておかなくてはならないので，所持旅券中の査証欄余白ページの残り数に注意すること。

●出入国審査
アフガニスタンは現在内戦状態にあり，現カブール政権を日本は承認していないこともあって，出入国審査は時間をかけて行われる。ただ，アフガニスタン公社，商社等との貿易，商取引関係がある場合には，審査は比較的緩やかに行われている模様。

●外貨申告
外貨（トラベラーズ・チェックを含む）を持ち込む際には，カブール空港（同空港以外からのアフガニスタン入国は内戦のため事実上不可能）の税関に申告する必要がある。
出国の際には，入国時に申告した額以上の外貨を持ち出すことはできない（没収されてしまうこともある）。アフガニスタンの貨幣はアフガニであり，米ドルが通用する店もあるが，円はまったく通用しない。銀行で米ドルまたはマルクと現地通貨の交換ができる。

●通関
手荷物，スーツケースなどはすべて開けて調べられる。主な持ち込み禁止品目は武器，麻薬，ビデオテープ，ビデオデッキ，無線機，ポルノ雑誌等。主な持ち出し禁止品目はラピスラズリーの原石，ガンダーラの石仏等骨董品，麻薬，武器等。免税品は煙草1カートン，酒類2ボトル。

滞在時の留意事項
●旅行制限

旧共産主義政権時代に見られた当局による外国人の行動許容範囲のような規定はないが，現実的には，道路の自由通行が確保されているのは，首都においてもほぼ６割程度（大統領派支配地域）であり，その地域内であっても戦闘が頻発しているため，生命・身体へ危険が及ぶ必然性はきわめて高いことを覚悟してなければならない。

また，国内各地で，さまざまな武装勢力が群雄割拠しており，また，強盗・殺人等も高い率で発生しているもようであり，国内を旅行することは（しかるべき現地の人間が同行するにしても）きわめて危険である。

●写真撮影の制限

特に明確な制限は存在しないようだが，同国がイスラム国であることから，他のイスラム諸国同様，モスクや女性にカメラを向けるのは避けるべきである。

また，武装兵士を無断で撮影することも，無用な誤解を相手に抱かせるおそれがあり，これも避けたほうが無難である。

各種取締法規に関する留意事項

国内各地で，さまざまな武装勢力がその支配地域で自治を行っているため，いろいろな形で部外者に対するチェックが行われているもようであり，仮に拘束される場合は，人道的な扱いは期待できない状況にある。

緊急時の連絡先

実効的支配を有する政府が存在しないため，行政機能はほとんど停止しており，警察・消防等の活動は期待できる状況にはない。

在アフガニスタン大使館は現在閉鎖中であり，近隣国の日本国大使館としては，在パキスタン大使館が存在するが，アフガニスタン国内の通信事情が現在劣悪であることから，同国国内から近隣国への電話はきわめてつながりにくい状況であることの認識が必要である。

在パキスタン大使館　Tel.92－51－219721（代表）

緊急時の言葉

（ダリー語）

「警察」＝ポリス

「泥棒」＝ドズド

「日本大使館」＝セファラテ・ジャポン

「パトカー」＝モータレ・ポリス

「どうぞ」＝ロトゥファン

「ありがとう」＝タシャクル

「さようなら」＝ボモネ・ホダ

「すみませんが」＝ボバクシィ

「どうぞ助けて」＝ロトゥファン・コマック・コニィー

「警察を呼んでくれ」＝ポリス・ロ・サードー・コニィー

「日本大使館はどこですか」＝セファラテ・ジャポン・ダル・クジョアス

在外公館アドレス

●大使館

在アフガニスタン大使館

一時閉鎖中。在パキスタン大使館において関係事務を扱っている。

KAN00010　アラブ首長国連邦【安全の基礎】
アラブ首長国連邦
United Arab Emirates

出入国時の留意事項
●査証
入国に際しては，在日アラブ首長国連邦大使館などで事前に査証を取得する必要がある。訪問査証（1カ月有効，2回更新可能）および居住査証（最大3年有効で更新回数制限なし）がある。ただし，居住査証は駐在者かその家族など特定の者以外の取得は不可能で，手続きも最低1カ月を要する。このほか，取引先などの保証書がある場合のみ発給され，空港等到着地で受領する通過査証（2週間有効，更新不可能）がある。

●出入国審査
イスラエルの入国査証および入国スタンプのある旅券所持者は入国を拒否される。

●外貨申告
自由為替市場であるため，外貨の持ち出しには制限がなく，外貨の交換にも証明書は必要としない。

●通関
荷物検査はテロリスト対策もあり相当厳しい。また，ポルノ雑誌等のいかがわしい刊行物，麻薬等の所持検査は厳しく，麻薬等についての違反者は逮捕もしくは国外追放される。

滞在時の留意事項
●滞在届
特に必要なし。居住者は居住査証を取得した後，労働省から身分証が発給される。

●写真撮影の制限
軍事施設，経済施設（石油施設を含む），政府関係建物，外交団施設，空港内外およびイスラム教礼拝所内部は許可のない撮影は厳禁。違反者はフィルムの没収はもとより，身柄を拘束されることもある。また，女性，特にアラブ首長国連邦人女性にカメラを向けたり話しかけたりしないよう注意する。
政府高官の私邸等でも制限の対象になることもあるので，撮影の可否を確認するほうがよい。
報道関係者による撮影については，情報文化省と常にコンタクトすることが必要。

各種取締法規に関する留意事項
●麻薬
麻薬，覚醒剤などの所持，使用は死刑をはじめとした非常に厳しい罪の対象になる。空港でも，麻薬所持で逮捕されることが多い。
個人の常備薬でも粉薬が没収されたケースがあるので，注意が必要。

●不法就労
労働省発行の就労許可証（Work Permit）を所持していないと，いかなる仕事もできない。近年不法就労や不法滞在等のチェックが厳しくなっており，違反した場合には逮捕，国外追放などの処分がなされる。
なお，就労許可証の取得には所属先のスポンサーシップが必要である。

●治安維持
アラブ首長国連邦は，穏健な政治姿勢を維持しており，かつ，治安体制もかなり組織化されてきており国内治安は良い。

●その他特殊取締
交通事故発生率は正確な統計はないが，日本の数倍と推定される。罰則規定は首長国ごとに違い，多額の罰金を科せられるうえ，交通警官の中心はアラブ首長国連邦人であるが，スーダン，ソマリアなどのアラブ系外国人も多く英語はほとんど通じない。アラブ首長国連邦人との交通事故は，必ずしも公平な措置がとられるとは限らず注意が必要。飲酒運転は特に厳しく取り締まられている。

風俗，習慣，国民性に関する留意事項
アラブ諸国の中では比較的自由の気風が強い国だが，イスラム教の戒律は厳しく守られているので，居住者はもとより旅行者も，アラブ首長国連邦の風俗，習慣を尊重することが肝要である。
イスラム教徒は飲酒が禁じられているので，飲酒後に公の場所に出たり，往来で放歌高吟することは要注意。
特にラマダン（断食月）の最中には慎まなければならない。

安全のためのひとくちアドバイス
一般に国内の治安状態は良好。夜間を除けば女性の一人歩きも，街中の外出であればまず安全である。
ただし，近年は治安状況の悪化も見られるようになっており，スーク（市場）やスポーツクラブで痴漢やスリの被害が出ている。
なお，警官の多くには英語が通じないため，外出時には必ず身分証明書を携行すること。

健康上の留意事項
特に風土病もなく，医療施設も比較的整備されているので，軽い病気は心配ないが，精密検査や手術を要するものは，日本で行うほうがよい。
１年の大半が酷暑の地であるので，日常の健康管理に留意する要あり。

緊急時の連絡先
〈警察〉　Tel.999（全国共通）
〈救急〉　Tel.998（アブダビ）　Tel.999（その他）
〈消防〉　Tel.997（アブダビ）　Tel.999（その他）
〈病院〉
CENTRAL HOSPITAL　Tel.02−214666（アブダビ）
AL NOOR HOSPITAL　Tel.02−727222（アブダビ）
RASHID HOSPITAL　Tel.04−371111（ドバイ）

緊急時の言葉
「泥棒」＝ハラーミィ
「助けて」＝サーイッド・ニイ
「警察」＝アッシュルタ
「警察を呼んでくれ」＝ミンファドラック・イッタスィルビッ・シュルタ
「パトカー」＝サイヤーラトッ・シュルタ
「救急車」＝サイヤーラトル・エスアーフ

在外公館アドレス

●大使館
在アラブ首長国連邦大使館
Embassy of Japan, Abu Dhabi, United Arab Emirates (P.O.Box2430)
Tel.435696

KAN00010　アラブ首長国連邦「防犯の手引き」
治安・防犯の手引き

在アラブ首長国連邦日本国大使館
平成４年１０月１日作成

はじめに

この手引きは、アラブ首長国連邦の在留の皆様が、当地で生活される上で、必要な防犯および安全対策上、気を付けるべきことを最近発生した事例の分析をもとに、まとめたものです。

本手引きは、今後、更に充実したものにしていきたいと思っておりますので、皆さまの生活体験に基づくご意見やアイデアなどお気付きの点がありましたら、大使館領事部までご連絡下さい。

在アラブ首長国日本国大使館
領事部

１．当国の治安情勢

（１）総論

当国には約 200万人の人々が生活しておりますが、その内、当国国籍をもっている人は、わずかその約20パーセントで、残りの約80パーセントの人々は外国人であり、その殆どがインド・パキスタンからの外国人出稼ぎ労働者です。

このような特異な特徴のある当国において、いわゆる一般犯罪が比較的少ないのは、当国治安当局の組織の確立とその厳しい取り締り、及び比較的良質な外国人だけの入国といった措置によるところが大きいと言えます。

もちろん、一般犯罪が少ないとは言うものの、麻薬所持等の麻薬に関する犯罪、性犯罪については最近増加傾向が見られます。

また、国内でのテロ事件については、過去において、数度発生したことがありますが、1986年１月16日に発生したシリア航空代理店爆破事件以降、発生を見ておりません。当国が独立して日が浅かった時期には対テロに関する組織の確立が不十分でしたが、現在では、治安・警察組織も確立され、機能を果たしているものと思われます。

（２）アブダビの治安

アブダビの街は、独立当時は何もない砂漠の砂浜で街の様相を呈していませんでしたが、計画的な都市建設の結果、現在では、近代的な高層ビルが建ち並び、道路も整備され、着実に街の近代化が進んでおり、現在も、市中心部を中心に独立当初に建設した老朽化した建物を高層の建物に建て替えたり、道路拡張工事等、盛んに行われています。

このような市内の状況の中で、当国治安機関は、首都警察をはじめ、交通警察、警備警察等、当国の警察力を最大限に活用し、首都アブダビの治安の維持に努めており、今までのところ、大きな事件の発生を見ておりません。

しかしながら、上述したように、市内では工事現場で働く肉体労働者や、あるいは、海岸公園等で働く単純労働者等、近隣諸国から単身で来た出稼ぎ外国人労働者で溢れ、彼等が起居する貧民街も形成されてきております。

彼等は、家族を故国に残し、国に居る家族のために彼等の得た収入の殆ど全部を送金するなど、まじめな生活をしている反面、何年も国に帰っていないため、性犯罪を犯す者もいることは事実であり、在留邦人の中にも、過去に雑踏の中（特にスーク等）で、痴漢の被害に遭った婦人の数も多いようです。その他、平日特に午前中の公園内も人出がなく子供連れですら痴漢の被害にあった夫人の例もあります。

また、極めて多数のタクシーが市内を流しており、我々にとって便利なのですが、タクシー運転手も比較的安い賃金で雇われた単身の外国人出稼ぎ労働者がほとんどで、昼間の利用はさほど問題はないのですが、特に夜間は女性が一人で利用することは避けた方が良いでしょう。過去において、フィリピン人女性が、夜間一人でタクシーに乗り、砂漠へ連

れて行かれ、暴行を受けたあと、殺されたという事例もあります。
更に、当国民の若者の中には、日中から、市内を高級車で徘徊し、女性を見かけると声を掛け、ドライブに誘ったりすることがたびたびありますので、注意しなければならないでしょう。

（3）ドバイの治安

ドバイは、連邦第2の都市であり、中世から商業都市として発展してきた街です。ドバイにはアブダビと同じく、そこに住む約8割の人はインド・パキスタン・エジプト・レバノン等の近隣諸国から来た外国人出稼ぎ労働者であり、状況はアブダビとさほど変わりません。また、アブダビと違って、その中心部は昔から区画がそのまま残り、街全体の雰囲気は雑然としています。しかし、ドバイもまたアブダビと同様に石油生産が開始されてからは、街の近代化が進められ、今では、日増しに街が拡大しつつあります。

このような状況のなかで、ドバイ警察が街の治安の維持にあたっていますが、一般的にドバイはアブダビよりも犯罪の発生率が高く、在留邦人や短期出張者の中にも窃盗等の被害を受けた事例もあります。

過去、邦人が被害を受けた事例として、ある短期出張者が市内を一人で歩いていたところ、車で近づいてきた2人組が、ドバイ警察の者だがと巧みに偽り、現金を騙し取ったことがありましたが、この種の事件は、世界中どこでも起り得るものですが、相手が警察と名のっても、まず、それを確認してから聴取を受けることが肝要です。

また、ドバイもまたアブダビ同様、性犯罪に注意を払うのは言うまでもありません。

（4）その他の諸都市の治安

シャルジャ、アジュマン、ウンムルカイワイン、ラァッスルハイマ、フジャイラ及びアルアインは、アブダビ、ドバイと比べると規模の小さな街であり、それぞれ各首長国の警察が治安の維持に当たっております。これらの街についてもアブダビ、ドバイと同様の注意を払うべきでしょう。

本年になって、インド人家族の乗った車が砂漠の中の道路上で故障のため立ち往生していたところへ車で通り掛かった当国の若者2人組が取り敢えず女性（祖母、母、娘）だけでも父親が人を呼んで来る間に市内まで送り届けてやると偽って砂漠の中まで連れて行き、母と娘が暴行され、それを見ていた祖母がショック死するという痛ましい事件も起きております。（因みにこの2人組はイスラム教に基づき裁判で死刑を宣告されました。）

2．防犯対策

（1）盗難対策

当国においては、前述しましたとおり、一般犯罪の発生率が比較的低いものの、空き巣が入ったという話も耳にします。一般的に高層アパートには、それぞれ、ウォッチマンが配置され、ビル全体の警備に当たっており、一般のビラよりも安全ですが、ウォッチマン自身が比較的低い賃金で雇われた外国人出稼ぎ労働者であるため、完全に信頼できるとは言えません。常に施錠するというような習慣を身に付ける事が肝要です。

自宅にメイド・ボーイを住まわせている家庭や、通いのメイド、ボーイを雇っている家庭では、貴重品、現金等は鍵の掛かるところに保管すべきことは言うまでも無いでしょう。

また、来訪者を簡単に家の中へ入れることは、禁物です。ドアーにはチェーンを掛け、必ず覗き窓で確認することが肝要です。

（2）暴行等

当国では、男性に対する暴行事件は、殆ど聞くことがありませんが、婦女子に対する暴行事件は、よく聞きます。特に、高層ビル（アパートを含む）のエレベーター内で、発生し易いと言われ、大抵、高層ビルには、一階玄関付近にウォッチマンが常駐していることから、下り利用時よりも上り利用時に発生していると言われます。エレベーター内は密室になるということを肝に銘じ、知らない人と同乗する際はよく注意しなければなりません。上りエレベーター利用時に途中から知らない人が乗ってきた場合は、特に注意し、途中の階でも降りる等、臨機の処置を取ることも必要でしょう。

また、スーク（市場）等雑踏の中での痴漢にも注意する必要があります。できるだけ御主人の同伴を求める等、抑止効果を高めることが肝要です。

3．誘拐防止対策

当国において、いわゆる政治目的をもってする誘拐事件は発生しておりませんが、世界的にみて日本人を対象とした誘拐事件の発生が、増えてきている現状からして、以下に一般的な諸注意を挙げてみたいと思います。

（1）誘拐防止に関し、

(1)誘拐は次のとおり分類されます。

a.テロリストによる政治目的のもの

b.プロの犯罪者による営利目的のもの

c.狂言誘拐

テロリストによる政治目的誘拐は、強い信念に基づいて実行されるもので最も危険性の高いものです。一般に、老練かつ有能な集団によって計画・実行がなされ、綿密な計画による大胆な行動が特徴です。

プロの犯罪者による営利誘拐事件は最近特に多くなっています。その実行が比較的容易であり、かつ経済効果大きいため魅力あるものになっています。

(2)犯人が誘拐を行なう場合、その対象者がある時刻に、どこにいるかを知る事から始めます。その調査は何日も、何週間も、場合によっては数ケ月もの間行なわれます。犯人達が対象者を決める場合、通常10名位の候補者リストを作成し、その一人一人について次のような監視を行ないます。

a.目的とする人物の生活・行動の調査・観察

b.住居・職場付近の徹底的な調査

c.家族（妻、子供等）の行動の特徴

d.メイド・運転手等の行動及び防御手段の有無

（2）対策一般

誘拐防止対策には、本人が常に警戒心と注意力を持ち警戒するしかありません。家を出る時は周囲を見渡し、平常と変わった状況が無いかを注意する。または、日ごろはないところに車が駐車していないか等、充分に気をつける必要があります。

（イ）外出に際しての注意

（a）自宅、事務所を出るときは、周囲の状況を確認する習慣を付ける必要があります。一見、何でも無いが、毎日起きていることと違う事柄が起こっていないか等に注意することが必要です。

（b）通勤に際しては最小限2本以上の通勤経路を選定し、それらをアトランダムに使用する。

（c）何者かに乗り込まれたり、引き摺り出されるのを防止するためにも乗車後は直ちにドアーロックする。

（d）不審な者に車を止められてもドアーを開けず、やむを得ぬときは少しだけ窓を開けるようにする。

（e）また、爆発物が仕掛けられるのを避けるためにも、車は必ず、施錠して、全てのドアーを再チェックしてから車を去るようにする。

（ロ）使用人に対する教育

a.運転手

運転中でも、駐停車中であっても常に周囲の状況の監視を怠らず、異常を早めに察知できるように教育する。運転手は、事に当たって運命を共にする気構えでなければならず、危急の瞬間にもその持ち場を離れず、上司と一緒に犯罪に立ち向かう勇気をもっている人物であることが望ましい。

b.家庭使用人（メイド・ボーイ）

個人使用人は、友人・知人の紹介等により出来るだけ信用できる者を選び（縁故雇用が望ましい）、次の事を実行するように教育する。

・出入口の扉は常に閉めておく。
・訪問者等の応対は、すぐにドアーを開けず、覗き窓から相手を確認する。不審な同伴者がいないか、付近に不審者がいないかも確める。
・工事人が家を訪ねてきた場合、自分の判断で入れることなく、必ず主人の指示を仰ぐ。
・使用人の友人・知人であってもできるだけ家に連れてこさせない。

(ハ) その他

緊急時に備え各家庭に必ず緊急連絡先一覧表を備えておく必要があります。(警察、会社、友人、大使館などの電話番号)

携帯電話・車両電話のある方は車の中、或いは電話と一緒にこれを携帯することが必要です。

KAN00010 イエメン【安全の基礎】
イエメン共和国
Republic of Yemen

出入国時の留意事項
●査証
イエメンに入国するには査証が必要。空港で取得することはできない。観光振興政策をとっているので，観光査証はイエメン大使館で容易に取得できる。

●出入国審査
査証を持っていれば問題はないが，イスラエル，南アフリカへの入国記録があると，入国することはできない。1カ月を超えて滞在する場合には，査証の延長ならびに出国の際には，出国査証が必要。ホテルで手続きをすることもできる。出国査証を取り忘れると足止めとなるので，十分注意が必要。ただし，外交旅券および公用旅券所持者は，出国査証の取得は必要ない。

●外貨申告
入国に際して外貨を持ち込み，また右外貨を国外に持ち出す場合には，市内にあるイエメン中央銀行において手持ち外貨の申告を行い，同銀行の証明書を入手する必要がある。同銀行の証明書を持っていても，米貨3000ドル以上の場合，その超過分のみ没収されたケースも新聞報道されているので要注意。出国時には持ち込み外貨と手持ち外貨残高との差額についての換金証明書の提示を求められることもあるので，滞在中の銀行換金証明書は手もとに保管する必要がある。

●通関
検査は厳重に行われ，武器類，通信機器類，コンピュータ機器，アルコール，麻薬，イスラムの教義に反する風俗物（ポルノ写真および裸体の載った雑誌等），ビデオテープが特に検査の対象となり，検閲を受け，没収されることもある。

滞在時の留意事項
●滞在届
1カ月を超えて滞在する場合，イミグレーション・オフィスで査証延長すればよく，特に滞在届の提出は必要ない。

●旅行制限
国内旅行をする場合には，最近まではジェネラル・ツーリズム・コーポレーションに届け出て許可を取りつける必要があったが，現在はこの制約はなくなった。舗装された幹線道路による地方旅行は通常問題ないが，特定地域において部族と政府間で対立が生じる場合があり，現地大使館に旅行地域の安全について照会することが望ましい。また，奥地に入るとスパイ容疑で逮捕されるおそれがある。
軍事施設等の立ち入り禁止地区への旅行は制限されている。旅行制限地区について述べた印刷物はないが，重要施設には衛兵，警備官等が配置され，施設内へ近づけないのが通例。

●写真撮影の制限
軍事施設，官庁建物，空港等および女性を対象とする撮影は禁止。特に，無断で女性を撮影することは問題が多く，住民の制止を受けフィルムを抜かれるなど，思わぬトラブルになることがあるので注意が必要。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の使用は厳しく禁じられている。麻薬使用が見つかった場合，体罰を受けることがある。カートという一種の覚醒作用をもつ植物の葉をかむ習慣があるが，他の国では麻薬として禁じられているところが多く，死刑を科す国もある。

●不法就労

就労するためには就労査証が必要。外国人の労働者がたくさんいるが，すべて就労許可の取得を義務づけられている。就労許可は通常，滞在許可と同時に審査される。

●治安維持

サナア，アデン，タイズ等（マーリブおよびサナア北方地区は除く）の大都市部では特に治安は良く維持されている。夜になると街の辻々に治安警官が立って自動車をチェックしている。地方ではまだ警察組織がよく浸透していないこともあり，住民が武器を携帯しているのに遭遇することがあるが，外国人旅行者に危害を加えることはまずない。湾岸危機後の経済状況の悪化により，武装強盗団が地方に出没し，車両を強奪するケースが散見されるが，抵抗しなければ危害を加えられることはまずない。

風俗，習慣，国民性に関する留意事項

ごく一部のホテルでは外国人に酒類のサービスをしているが，街中ではサービスはおろか，購入もできない（ただし，アデンは例外で，ビール，ウイスキー等の入手可能）。一般国民は非常に敬けんなイスラム教徒であり，特に女性についてはタブーが多いので，不必要に話しかけたり，カメラを向けたりすることは禁物。

安全のためのひとくちアドバイス

女性の外出も特に問題はないが，女性の一人歩きは日中でもなるべく避け，グループで行動するようにしたい。女性の服装も地味な，肌が露出しないようなものを心がける必要がある。ホテルでの盗難のケースはあまりないが，一般住宅の場合はときに強盗等が押し入るケースがあるので注意が必要。自動車の運転については，人身事故を起こすと外国人の場合，刑事責任のほか損害賠償をめぐって法外な要求を受けることがあるばかりか，地方で事故を起こした場合には，報復のため身体に危険なケースもあるので，くれぐれも注意が必要である。

健康上の留意事項

サナアは標高2300メートルの地点にあるため，高原気候で1年を通して快適な気候に恵まれている。日中は32度程度の暑さになるが，年間を通じて乾燥しており，朝晩は意外に冷えるので風邪をひかないよう注意が必要。特に風土病というものはないが，医療施設が十分に整備されていないので，医薬品等も十分携行することを勧める。水道の水を煮沸せずにそのまま飲むことは危険なので，プラスチック・ボトルに入ったミネラル・ウォーターを利用する必要がある。

また，肝炎もあり野菜等の生ものには十分注意しなければならない。紅海沿いのティハーマ平野と呼ばれている標高200メートル以下の低地海岸部および旧南イエメンの地方にはマラリア蚊が生息しているので，これらの地方に行く際にはマラリア予防薬を事前に服用することが望ましい。

なお，イエメンにいる欧米人は，チフス，破傷風，狂犬病などの予防接種をしてくることが通例となっている。

緊急時の連絡先

サナア

（警察）　Tel.71111，199（緊急用）

(交通警察)　Tel.244444, 194 (緊急用)
(火災)　Tel.231111～3

緊急時の言葉
(アラビア語)
「泥棒」＝ハラーミー
「助けて」＝ナジュダ
「警察」＝シュルタ
「救急車」＝イスアーフ
「電話はどこ？」＝アイナ・テレフォン

在外公館アドレス
●大使館
在イエメン大使館
Embassy of Japan, South Safiyah, off 35 Meter Rd., St. No.38, House No.2, Sana'a, Republic of Yemen
Tel.207356,208753,206268

●駐在官事務所
在アデン駐在官事務所　Consular Office of Japan, Kassem Hilal Street No.35, Aden, Republic of Yemen (P.O.Box 1186, Steamer Point Office, Aden)
Tel.233282

KAN00010　イエメン「防犯の手引き」
在留邦人安全マニュアル

平成4年10月

在イエメン日本国大使館

1．日常生活での健康上の注意
（1）サナアは海抜約2,300mの高地にあるため、酸素稀薄（低地の75%くらい）と低気圧（約0.9気圧）に起因する障害を起こす可能性がある。特に赴任後、1週間位は、上記の環境変化に伴い睡眠不足等により疲労が高まり、胸も若干変調を来すこともあるが、1週間位で慣れる。この間はあまり激しい運動は差し控えた方が良い。いづれにしろ、酸素稀薄、低気圧のため、心臓疾患のある者および高血圧者の在勤には困難が伴うであろう。
（2）雨期を除き、ほこりっぽいので呼吸器系統の病気には注意すること。特に喉はいがらっぽくなり易い。
（3）紅海沿いのテイハマ平野と呼ばれる標高200m以下の低地海岸部では、夏場はマラリア蚊が発生する。また、旧南イエメンの地方にはマラリア蚊が生息している。これら地方に行く際にはマラリアの予防薬を事前に服用するよう心がけるべきである。
（4）衛生上特に注意すべき点は水である。住居に備えられている水道は地下水を水源とする公営水道であるが、雑菌、石灰分を多く含んでいるのでそのままで飲料水とするには適さない。20分程度煮沸させれば利用して問題ないようであるが、市販のミネラル・ウォーターを飲むのが無難である。
（5）一般イエメン人の衛生意識は低い。食物はできるだけ熱処理をした上で食した方が良い。
（6）野犬が多く狂犬病の危険がある。このため、特に夜間の徒歩外出は注意すること。なお、最近、邦人の間でサソリに噛まれる被害があったので、家の中においても台所や倉庫等ではサソリに注意すること。
（7）アデンは高温多湿であり、疲労がたまり易いので注意を要する。

2．医療
（1）サナア市内にはアルサウラ（革命）病院、共和国病院等の総合病院（いずれも国立）があり、初診療は無料である。これらの総合病院にはチェッコ・スロヴァキア等東欧からの医者が多く、また看護婦はインド、フィリピン等から来ており、最近では医療水準、医療設備とも良くなりつつあり、簡単な日常的病気、怪我の場合は特に問題はない。しかし、専門的知識を必要とする病気の治療、手術、出産等については安心して受けることは困難であるので、赴任に際し、本邦で可能な限り検査を受けると共に、各自に適した常備薬は持参してくるべきである。
　また、外国人が受診できる歯科医院は少なく、抜歯などの技術も低いので、本邦で充分な治療を行っておく必要がある。
　当地には一般検診を行う開業医もいるが、問診程度である。なお、血液、尿等の検査、胸部レントゲン撮影等は可能である。
　大体の医薬品は薬局で購入できるが、品切れで見つからない場合も多い。
（2）アデンにおいて一応信頼できるのは共和国病院、ブリティッシュペトロリアム病院の二つであり、イエメン人医師のほか、インド人医師がいる。しかし、機材や医療品は常に不足しており、医療技術も劣悪なため応急処置以上の手当は望めない。

3．写真撮影
（1）イエメンは写真に特別な興味のある人でなくとも、風景、風俗、衣装など思わずカ

メラに収めたくなるような被写体にあふれている。しかし、この国では軍事施設を撮ることは固く禁じられている。したがって、空港、港湾施設、基地、橋等の撮影が不可能である。また、高い山の山頂にはほぼ必ず軍事施設があるので、山の麓から山頂にカメラを向けたりすると思わぬトラブルに巻き込まれることがあるので注意を要する。実際にシェラトンホテルからヌクム山（ホテルの裏の岩山）を撮ろうとして治安警察に連行されたり、ハッダの山でフィルムを抜き取られたこともあり、また町中でも気付かずに警察の建物を撮ってしまいカメラを取り上げられたという話もある。

（2）もう一つの被写体としてタブーとなっているのが女性である。イエメンはイスラム教国であり、国民の大多数は女性に関して極めて保守的な考えを持っている。女性が親兄弟以外の他人に顔を見せることは厳に慎むべきこととされており、まして異教徒である外国人に（ベールを被っていたとしても）写真を撮られるのは「一家の恥」と考える人が多い。

スークなどで見かける黒ずくめのエキゾチックな姿や、カラフルな布を頭から被った女性の姿はとても興味深いものであるが、あからさまにカメラを向けることはトラブルのもととなるので注意が肝要。一般に人物（男でも女でも）を撮るときは撮影してよいかどうか確認してから（ジェスチャーでも通ずる）カメラを向けることが肝要。

4．運転

大きな交差点には信号があるが、その他のところは交通量の多い時間帯だけ交通警官が立って交通整理をしている。交通警官は手振りのみで指示を与えているので、直進かどうか判らない時がある。特に薄暗くなっている時とか、夜間は照明が不十分なので、徐行するなど注意が必要である。信号のない交差点等での事故が多い。信号は一般的に良く守られているが、交通マナーは悪く、迂回するのを面倒臭がって反対車線を走る等の光景は良く見かける。また、政府関係者の車輌，特に政府高官の乗用車は無謀な追越しを平気でするので、対向車ばかりでなく進行方向車も常時後ろの車に注意する必要がある。運転には充分注意する必要がある。運転には充分注意する必要がある。

5．治安

（1）当地の治安は一般的に良く、強盗、恐喝、殺人等の凶悪な犯罪は殆どないが、泥棒、空き巣などの犯罪は市街地等で時々見られる。従って、戸締りの厳守および窓枠への鉄格子設置等により犯罪防止を図る必要がある（通常、一般住宅の一階の窓は鉄格子が設置されているが、独立家屋に住む場合は警備員が必ず必要である）。

空巣等侵入犯対策としては具体的事項は次のとおりである。

（イ）ドアは必ずロックし、いつもドアチェーンをかける習慣をつける。ドアのロックは2ヶ所以上付け、両開きドアにはカンヌキを取り付ける、イエメンの伝統的建物はあたかも『倉』のごとく玄関ドア上のランマ、1階部分の外部に面する窓には必ず鉄格子が取り付けられ、頑丈な錠がかけられているのは注目される。

（ロ）夜間、建物の周り、敷地内を明るくし、家からの見通しを良くする。（これは心理的な犯罪抑止に効果がある。）

（ハ）来客時にはドアチェーンをかけたまま来客を確認する。万一押入られた際の逃げ道を考えておく。（就寝中に強盗などに入られ、目を覚ましたら目の前で物色中であったような時には、抵抗したりせず、身の安全を第一に考えて寝たふりをしている方が安全である場合もある。）

なお、最近泥棒、空き巣が増えていると言われ、見せしめのためにテレビで泥棒の手首切断の場面が放映されたりしている。

（2）婦女子の安全

当地は、基本的にはイスラム教によって社会が律されており、これが相当に犯罪抑止につながっていることが強い反面、外国婦女子がイスラムの教え、社会習慣になじまない行

動をすれば、何らかの犯罪が起こっても『外国人が悪い』などとされてしまうケースが多いので注意が肝要である。
（イ）在宅中見知らぬ人が来訪した場合不用意にドアを開けないこと。また、暑く乾燥した土地ゆえ外来者がドアをたたいて『飲み水が欲しい』などと同情を買うような場合でも、絶対に構内や室内に入れないこと。
（ロ）昼間といえども人通りの少ない場所での１人歩きは絶対にしないこと。
（ハ）男性がたむろしているところには近づかないこと。
（ニ）露出部分の多い刺激的な服装、あるいは身体の線が浮彫になるような服装での外出は止めること。屋敷内といえども、ホットパンツ姿などで庭に出ないこと、（イエメン人はどこから見ているか分からないので要注意。欧米人の間で『覗き』をされた例多し。）
（ホ）旅行、ドライブは男性同伴かつ複数で行うこと。

６．入国・出国手続
（１）イエメンに入国する場合には，イエメン大使館で入国査証を取得する必要がある。また入国後１カ月以上イエメンに滞在する場合には査証の延長又は労働許可証を必要に応じ取得する必要がある。また１カ月以上イエメンに滞在した者は，出国に際し出国ビザを取得する必要がある。但し外交旅券，公用旅券所持者は出国ビザの取得は必要ない。

（２）イエメンを出国する際多額の外貨（現金）を持っていると，出国の際の検査が厳格なため，発見され易く没収される。イエメンにおいては長期滞在者及び旅行者共，中央銀行に外貨のDeclarationを行い，同銀行の証明書を入手すれば，その金額の範囲内の外貨持ち出しは許可されることになっている。しかしながら，同銀行発行の証明書を持っている場合でも，米貨３，０００ドル以上の場合は，その超過分のみ没収された旨の新聞報道もあるので，留意する必要がある。

７．テロ・誘拐対策
当地ではこのような事例は極めて少ないですが、近年当地外国人が発砲され重症を負ったり、私的怨恨等から自動車に爆発物を仕掛けられた話もある。
（１）通勤、買物の経路や時間を変える。
（２）外出先・帰宅予定時間は必ず家族あるいは友人に告げておき、変更あった場合には電話連絡をする。
（３）車の乗降の際は不審な車や人物が周囲にいないか注意する。
（４）自宅や事務所前に駐車中のタクシーには乗らない。
（５）できるだけ路上での長時間駐車は避け、極力車庫等に入れる。車のドアは短時間の駐車といえども必ずロックする。車の窓も必ず閉めるようにし、止むを得ない場合でも僅かしか開けない。
（６）ヒッチハイカーは絶対乗せない。（防犯上の他、治安上の問題に発展するケースもある。）
（７）尾行されていると思ったら、警察署、外国公館等警備兵のいる所へ避難する。
（８）乗車時には車の内部、下部を点検し、不審なコード等を調べて爆発物を警戒し、もしそのようなものが見つかった場合には直ちに警察に通報する。
（９）自分自身の写真、自宅・事務所の写真を不必要に撮らせない。
（10）使用人は身元をよく調べた上で雇う。（長期休暇等の際に使用人が盗みの手引きをする例多し。）
（11）自分や家族の行動・所在を未知のものに知らせない。
（12）発送人不明の郵便物・小包の処理に注意する。
（13）旅券、連絡先リスト、病歴、血液型、常用薬名・入手方法等を常時整理しておき、家族、信頼できる知人に所在を知らせておく。
（14）万一誘拐されたら、
（イ）犯人を挑発しない。

（ロ）家族、関係者が一体となって救出に努力していることを念頭に置き、救出されることを信じて冷静に行動する。
（ハ）家族、友人・会社のことは話さない。
（ニ）連行される際は移動時間、方向、速度、距離を記憶し道標、臭い、声、音を含むすべての外界の動きに注意する。
（ホ）犯人とある種の相互理解の雰囲気を作ると有利なことがある。

8．緊急連絡先

日頃から仲の良い知人、隣人等と緊急連絡体制をとっておくことが必要であるが、主要都市の公的機関及び当館の電話番号・案内図を参考まで次のとおり掲げる。

緊急電話の際は、アラビア語にできる知人あるいは隣人に頼む方が良い。（英語等外国語は一般に通じない。）

なお、病院については、当日どの病院が救急病院となっているかは、新聞・テレビで報道するが、とっさの場合、身近な現地人に聞く方が良い。言うまでもないことであるが、緊急事態で警察あるいは病院へ行く場合には、必ず親しい友人に連絡をした上で行動を開始し、できればアラビア語を解する邦人・英語を解する現地人等を同行するよう心掛けた方がよい。

別紙1：緊急連絡先リスト
（1）主要都市公的機関

◎SANA'A
Fire Station:231111 231112 231113
Police : 222222 74111 77111
Trafic : 73636 244444
Hospital : Al-Thawra 246966
Republican 70146 202192
Kuwait 203280～4

◎TAIZ
Fire Station: 215525 215531 215532
Police : 222222 222223
Trafic : 230701 230723
Hospital: Al-Thawra 210842
Republican 216843

◎HODEIDAH
Fire Station: 225224
Police : 222222 238268
Trafic : 233326
Hospital : Al-Thawra 252126
Al-Ulify 239249
Kuwait 252126

◎IBB
Fire Station : -
Police : 402989 404998 404999
Trafic : 402181 401030
Hospital : Al-Thawra 403001

◎SA'ADA
Fire Station : -
Police : 2112
Trafic : 2011
Hospital : Al-Salam 2651

◎AL-MAHWEET
Fire Station : -
Police : 4197
Traffic : 4119
Hospital : -

◎HAJJAH
Fire Station : -
Police : 22229
Traffic : 221124
Hospital : Republican 222238

◎AL-BAIDAH
Fire Station : -
Police : 2118 2388
Traffic : 2321
Hospital : New Hospital 2363

◎DAHMAR
Fire Station : -
Police : 501111
Traffic : 501114
Hospital : Dhamar Hospital 501175

◎ADEN
Fire Station : 22222
Police(MA'ALLA) : 42689
Traffic : 31555
Hospital : Gamhouria 33033
British Pefroleum 76292

（2）日本大使館、駐在官事務所
◎日本大使館
電話番号　207356, 208753, 206268
執務時間　午前8時より午後2時まで（金曜休館）

◎アデン駐在官事務所
電話番号　24426,24721
執務時間　午前8時より午後2時まで（金曜休館）

KAN00010　イスラエル【安全の基礎】
イスラエル国
State of Israel

出入国時の留意事項
●査証
日本とイスラエルの間には査証免除取極があり，観光等３カ月以内の短期滞在については，無査証で入国できる。ただし，それ以外の目的（留学，就労等）で入国する場合は，事前に査証を取得しなければならない。

●出入国審査
入国審査は，一般に厳しく，旅行者の外見（服装，態度等），入国目的に対する入国審査官の判断により，入国を拒否され，あるいは滞在許可を短縮されることがあるので，注意が必要。なお，旅券にイスラエルの入国スタンプがある場合，エジプトを除くアラブ諸国への入国が困難となるため，引き続き同旅券によりアラブ諸国への入国を希望する場合にはイスラエルへの入国の際，ＰＡＳＳＰＯＲＴ　ＣＯＮＴＲＯＬ（入国審査）で旅券に入国スタンプを押さないよう意思表示する必要がある。
出国審査は，チェックインする前にカウンターでセキュリティ・チェックを受けなければならない。その際，まず係官から口頭（ヘブライ語または英語）での質問（通常滞在期間，滞在地，第三者からの贈り物の有無，武器携行の有無などを尋ねられる）があり，ほとんどの場合，旅行カバンを開けさせられる。ときには身体検査がなされることもある。
セキュリティ・チェックは非常に厳しく時間がかかり，忍耐を要するので，少なくともフライトの２時間前までには空港へ行っておく必要がある。

●外貨申告
入国の際の手持ち外貨の申告は不要。持ち込み制限もない。

●通関
物品税が非常に高いため，通関は非常に厳しく，無申告で貴重品が発見された場合には，高額の罰金を科せられる。

滞在時の留意事項
●滞在届
入国カードに記入すれば入国審査の際，自動的にコンピュータに入力されるので，特に滞在届を出す必要はない。

●旅行制限
イスラエル国内から，アラブ諸国（エジプトを除く）へ直接出国することは特例を除きできない。イスラエル国内では，国境付近，原子力研究所近辺，軍事演習地内，ゴラン高原の地雷原への立ち入りが禁止されている。

●写真撮影の制限
軍事施設の撮影は厳重に禁止されているので要注意。また，宗教関係施設，聖所等は，場所，時間（安息日等）により撮影が禁止されている場合がある。

各種取締法規に関する留意事項
●麻薬
麻薬の持ち込みおよび所持は法律により禁止されており，発見された場合には，最大限10年の禁固刑または国外追放になる。

●不法就労
不法就労が発見された場合には，強制出国させられることもありうる。

●治安維持
治安事情はおおむね良好で，特に厳しい規制はない。ただし，占領地（西岸，ガザ）ではテロ防止のため，厳しい措置（通行人に対する尋問等）がとられることもある。なお，1993年9月イスラエルとＰＬＯとの平和合意が成立したものの，イスラエルの占領政策に反対してパレスチナ人によるインティファーダと呼ばれる抵抗運動あるいは和平反対派のテロ活動が続けられており，イスラエル軍との激しい衝突も起こしている。占領地への立ち入り，レンタカー等一般車両での占領地走行は安全とは言い難く，十分な注意が必要と思われる。

●その他特殊取締
テロ行為に対しては国民全体が非常に敏感で，スーパーマーケット，映画館等に入る際には必ずカバンの中身をチェックされる。また，群集の集まる場所にパン，本，カバン，紙袋等に仕込んだ爆弾が仕掛けられ，多くの死傷者が出たケースもあるので，所持人不明の品物には手を触れないこと，自分の持ち物は放置しないことが肝心。

風俗，習慣，国民性に関する留意事項
ユダヤ教による戒律が市民生活を大きく支配している。安息日である金曜の日没から土曜の日没にかけては，ハイファ市内の一部を除き，バス・鉄道はストップする。また，戒律で禁じられている豚肉やカニ，エビ，タコ，貝のシーフードは一般に販売されておらず，レストランでもメニューに入っていないところが多い。そのほか，宗教地区では安息日に自動車で乗り入れたり，女性がノースリーブで歩いたりすることは，ユダヤ教徒の反感を買うので注意が必要。また，エルサレム，ベツレヘム，ナザレなどのキリスト教教会・イスラム教モスクにノースリーブやショートパンツで入ると注意されるので念のため。

安全のためのひとくちアドバイス
殺人事件等の凶悪犯罪は非常に少ないが，旅行者を狙った巧妙なスリ，泥棒はかなり多く，就寝中や入浴中にホテルの室内から旅券，現金等を盗まれた例もあるため，貴重品（現金，旅券等）はホテルのフロントへ預けたほうが無難である。また，ヒッチハイクによる旅行は避けたほうが賢明。

健康上の留意事項
イスラエルでは風土病といわれるものはなく，渡航の際の予防接種も必要ない。医療設備は欧米並みで高水準の診療が得られるが，治療費が高額なため，入国前に保険に加入しておくことが不可欠である。
夏場（5～9月）は日差しが強烈なので，サングラスと帽子を用意する等の対策が必要。なお，この間雨はほとんど降らず，空気が乾燥しているので，たえず水分を補給する必要がある。
水道水は石灰分が多く，雑菌も混入しているため，観光旅行者はミネラル・ウォーターを頼んだほうが無難。食堂，出店で食事をする際に，店によって不衛生なところがあるので，客の出入りがある店を選んで入ったほうが無難である。

緊急時の連絡先
〈警察〉　Tel.100
〈火災〉　Tel.102
〈救急車〉　Tel.101

在外公館アドレス

●大使館
在イスラエル大使館
Embassy of Japan, Asia House, 4, Weizman Street, 64 239 Tel-Aviv, Israel
Tel.695−7292～4

KAN00010　イスラエル「防犯の手引き」

在留邦人のための安全マニュアル

平成元年５月25日

在イスラエル日本大使館

緊急時連絡先等電話番号
・在イスラエル日本大使館……03-257-292　4
＊休館日の連絡先　茂田書記官宅　03-471-094
　　藤原書記官宅　03-498-983
・警察……100
・救急車…101
・火事……102
＊通常電話をかける場合、電話用のコインが必要ですが、警察等の緊急電話は、コインは必要ありません。
・電話番号問い合わせ……14
・国際電話申込み…18

イスラエルの治安状況

イスラエルの治安状況を当国の犯罪統計により日本と比較すると、殺人事件の発生率は日本とほぼ同率で低いものの、強盗7.5 倍、窃盗３倍（侵入盗についてみれば５倍）、強姦５倍とかなり多い。犯罪が発生した際の検挙率も殺人事件は約80％と高率だが、強盗で約45％、窃盗では約10％である。以上は報告され統計に計上されたものであるが、この他に報告されていない窃盗事件や強姦事件が相当あるとみられ、当国はそれ程安全な国とは言えない。

ところで最近邦人が被った被害は、主として窃盗であり、幸いにして殺人、強盗等の凶悪な事件には遭遇していない。しかし、窃盗と言っても、自宅に留守中に泥棒に入られた例や、夜間に自動車を盗まれた例もあり、注意を要する。この他の事件の例としては、エルサレム旧市街において市内案内をすると称した男に路地に連れ込まれハンドバックをひったくられた事件や、セントラル・バスステーションの案内窓口で話をしているうちに置引きされた例、又ホテル内でも貴重品を室内に置き盗難に会った例もある。

一般注意事項
１．住居
（１）新規入居、転居の際ドアはしっかりしているかチェックする。鍵は最低２つは必要。
地階の場合は、窓に鉄格子が無いものは避ける。高層アパートでも排水管を登って侵入してくる場合があるので、その防止策がしてあるかチェックする。
（２）長期不在にする場合は、近所の人に依頼し、夜間電灯をつけてもらうか、タイマーを設置して自動的に電灯がついたり消えたりできるようにする。（タイマーは、当国で比較的安易に購入出来る。）
（３）ドアにチェーン・ロックか覗き窓を付け、ドアを開ける前に誰か確認する。

２．ホテル内
（１）貴重品は室内に置かず必ずフロントに預ける。
（２）室内に居るときでも貴重品は目立たない所に置くよう気を付ける。

３．街頭等
（１）貴金属等の貴重品は身に付けない。なるべく多額の現金は持ち歩かない。
（２）バック等を置く時には足の間に置くなど、置き引きされない様工夫する。（バック等を置き忘れた場合バック内に貴重品が入っているときは絶対に出てこないことを念頭におくこと。）
（３）街頭で親しげに話しかけてきて、案内するなどと言ってきても断わる。相手が窃盗犯に変わる可能性が十分ある。
（４）土地柄、テロ行為により、群衆の集まる場所にバン、本、鞄、紙袋等に仕込んだ爆弾が仕掛けられ、多くの死傷者が出たケースがあるので、所持人不明の品物には絶対に手を触れないこと。

４．交通機関等
（１）占領地（西岸、ガザ）の市、町、村内への車の乗り入れは、投石されるおそれがあるので、出来るだけ避けること。但し、死海方面へ観光する機会も多いので、その際は十分注意し、無理な日程とはならないよう、特に明るい内に帰るよう心がける必要がある。
（２）乗用車内にバック、貴重品等を見える所に置いて駐車しない事。ガラスを割られ盗難された事例がある。トランクに収容し、見えるところには物を置かないのが賢明である。
（３）当国は比較的車の盗難が多発しているので、盗難防止用にハンドル固定用又はギアシフト固定用鍵をつけると良い。
（了）

KAN00010　イスラエル「安全対策読本」

# イスラエル在留者のための
# 安全対策読本

平成４年１０月１日版
在イスラエル日本国大使館

## はじめに

最近、海外で日本人の方が被害者となる事件が増えつつあり、海外で生活される方及びそのご家族の不安の大きな原因の一つとなっております。

当国は、欧米先進国に比べて凶悪事件も少なく、日本人をターゲットとする誘拐、テロ等もなく、比較的治安の良い国であると言えます。しかし、盗難、交通事故等は日本とは比較にならないほど多く、また、複雑な政治・軍事環境の影響から、日本人であってもインティファーダ、爆弾テロ等に巻き込まれない保障はありません。

このパンフレットは、当国で生活される皆様が最低限知っておかなければならない最も重要なポイントを列挙したものであり、これらのポイントだけで十分というものではありません。日々刻々と変わる、国際情勢、政治、治安情勢、更に対日感情の変化等を念頭に置き、毎日の新聞、テレビ等で報道される凶悪事件、テロ・ゲリラ事件の状況に目を光らせると共に、戦争等緊急事態発生の可能性にも注意を払う必要があります。

なお、個人個人では収集困難な情報、個々具体的な安全確保上の疑問等には大使館の領事担当官がご相談に乗ります。まず、「自分の安全は自分で守る」という心構えを持ち、積極的に情報を得ることをお勧めします。

平成４年１０月１日
在イスラエル日本国大使館

## １．海外生活における安全対策の基本的心構え

(1) 何よりも自分と家族の安全は自分達全員で守るとの心構えが基本（家族全員の安全意識の高揚）

(2) 「予防」こそが最良の危機管理。そのための努力を惜しまない。

(3) 悲観的に準備し、楽観的に行動する。

(4) 現地での行動の三原則は、「目立たないこと」、「行動のパターン化を避けること」、「用心を怠らないこと」であり、現地の文化・風俗や価値観を十分に考慮した上で行動しなければならない。

(5) 住居の安全対策が生活面での安全対策の基盤。

(6) 現地社会に早く溶け込む。治安情勢、対日感情などに関する様々な情勢が常に得られるようなネットワーク作りに心掛ける。

(7)精神衛生と健康管理に留意する。

## ２．緊急時の連絡先

○警　察　℡１００
○火　災　℡１０２
○救急車　℡１０１
＊通常、公衆電話からかける場合、電話用コイン又はテレホンカードが必要ですが、警察等緊急電話については、必要ありません。

○在イスラエル日本国大使館
Embassy of Japan,Asia House,4,Weizman Street,64239

Tel-Aviv, ISRAEL
TEL (03) 6957292～4

3．滞在時の留意事項
滞在届（当国）
入国カードに記入すれば入国審査の際、自動的にコンピュータに入力されるため、特に滞在届を提出する必要はありません。

在留届（大使館）
イスラエルに3ヶ月以上滞在される予定の方は、大使館宛に在留届を提出して下さい。在留届未提出の場合、大使館は在留事実を知り得ず、緊急時等に連絡できません。
また、既に提出された方も、記載内容に変更があった場合、帰国される際には必ずご一報下さい。

旅行制限
原則としてイスラエル国内からエジプトを除くアラブ諸国へ直接出国することはできません。また、旅券にイスラエル入国スタンプ、査証等がある場合、アラブ諸国（エジプトを除く）から入国を拒否されることがあります。
イスラエル国内では、国境付近、軍事演習地内、原子力研究所近辺、ゴラン高原の地雷原への立入りが禁止されています。また、国境、軍事施設の写真撮影は厳重に禁止されており、観光地であっても宗教上の聖所等には撮影を禁止されている場合があります。無用のトラブルを避けるためにも十分ご注意下さい。

4．風俗、習慣、国民性に関する留意事項
風俗・習慣
当国ではユダヤ教による戒律が市民生活を大きく支配しています。安息日（シャバット）である金曜の日没から土曜の日没にかけては、一部例外を除き、航空機、バス、鉄道はストップし、商店の大半も休業します。特にエルサレム市の一部等宗教地域では、安息日・祭日に自動車を乗り入れたり、女性がノースリーブで歩いたり、賑やかに騒いだりすることはユダヤ教徒の怒りを買うことになります。また、イスラム教徒にとっては金曜日が安息日となりますので、アラブ人地区へ入る時は同様にご注意下さい。キリスト教についてもエルサレム、ベツレヘム、ナザレ等のキリスト教会にノースリーブやショートパンツで入ると注意されますので念のため。
この他にも宗教による戒律として、例えば食物規定（コーシャ）等がありますが、単にシーフードや豚肉の入手が困難であったりレストランのメニューが限られているだけで、従わなければ怒りを買うといったことはありません。

国民性
対日感情は良く、日本人であるために誘拐、テロ等のターゲットになるということはありません。
ただし、一般にイスラエル人は議論好きで個人主義的傾向が強いため、何事にも交渉が付き物でサービス精神は希薄、銀行等の場合、預金するだけで毎月手数料を取られ、自分の口座から自分の金を引き出すのにも手数料を取られる等、日本とは違った習慣があります。
外国で生活する以上、日本と違うのは当然。無用のトラブルを避け、早く当国での生活に慣れるよう努力して下さい。

5．治安情勢
一般犯罪
イスラエルの犯罪情勢を当国の犯罪発生率（人口10万人当たりの犯罪発生数）により

日本と比較してみると、殺人が2倍、強盗が１０倍、強姦が５．５倍、窃盗2倍であり、決して安全な国とは言えません。（ただし、米国と比較した場合、殺人1/4、強盗1/18、強姦1/3、窃盗1/2であり、国際的に見た場合は比較的安全な国の一つと言えます。）

最近、邦人が被った被害は主として盗難であり、幸いにして殺人、強盗、強姦等の凶悪事件の被害はありません。ただし、盗難とは言っても、置き引き、ひったくりばかりではなく、空き巣狙い、自動車盗の例もあり、一つ間違えば強盗に至るケースも発生しています。十分ご注意下さい。

特殊事情

ご承知の通り、イスラエルでは複雑な政治・軍事環境の影響から、テロ・ゲリラ事件、インティファーダに絡む事件が多発しており、日本人をターゲットにしたものではないとは言え、十分な警戒が必要です。

占領地（西岸、ガザ）ではパレスチナ人とイスラエル軍との激しい衝突も起こっています。また、車で通行する場合は時々、住民からの投石もあり、不用意に駐車し、車を離れると放火される危険もあります。

テロ行為に対しては非常に敏感で、スーパーマーケット、映画館等に入る際は鞄の中身をチェックされるのが普通です。群衆の集まる場所に、パン、本、鞄、紙袋等に仕込んだ爆弾が仕掛けられ多く死傷者が出たケースもあり、所持人不明の品物には手を触れず、また、自分の荷物も不用意に放置しないようご注意下さい。

６．安全のための一般的留意事項

住居決定

(1) 賊の侵入を防ぐ意味では集合住宅の３階以上が独立家屋よりも防御性が高く、隣人の援助も得られやすいため、安全対策上有利です。

(2) 占領地、スラム、問題地域に隣接していないか、付近にテロのターゲットとなるような施設はないか、また、近隣住民の信用度、安全意識はどうかを確認して下さい。

(3) 独立家屋の場合、外壁、塀、門扉の構造は侵入を防止できるか、集合住宅の場合、ガードマン等による玄関ロビーの監視があるか、住居者以外の者が勝手に侵入できない構造になっているかを確認して下さい。

(4) 駐車場は敷地内にあり、夜間の照明が明るく、外部からの侵入を防止できる構造になっていればベストです。敷地外であっても、とにかく駐車場は不可欠で、路上駐車は避けて下さい。交通取締、盗難の対象となります。

(5) 玄関扉は頑丈か、鍵はしっかりしているか、チェーンロックは付いているか、また、インターホン等来訪者を確認する手段はあるかを確認し、なければ自分で取り付けるよう努力して下さい。

(6) 独立家屋の場合、全ての窓に鉄格子があるか、集合住宅の場合、外部から侵入できるテラス、非常階段、雨どい等がないかを確認して下さい。集合住宅でも２階以下の場合は鉄格子が必要です。

(7) 警報装置、防火設備、非常階段、十分な照明設備、耐震性等を確認して下さい。なければ可能な範囲で自己防衛に努めて下さい。（非常ベル、ライトの取り付け、消火器、脱出用縄梯子・ロープ等の購入等）

交通機関（自動車）

当国は鉄道が発達しておらず、一般交通機関としてはバスが中心となりますが、運転は荒く、また、安息日には運休する等の不便もあります。タクシーに乗る場合、市内の移動は、必ずメーターを使わせるようにして下さい。また、市外等遠距離の場合は、事前に公定料金表で料金を確認するようにして下さい。レンタカーは発達していますが高価です。また、自家用車を購入する場合、以下の点に注意して下さい。

(1) 頑丈で目立たない車を選択して下さい。迅速的確な整備が可能か否かを確認し不可能であれば避けた方が良いでしょう。また、保険は当国の支払い額を十分カバーしているか否かを確認して下さい。

(2) 占領地内への乗り入れは、投石されるおそれがあり、また、パレスチナ人とイスラエル軍の衝突に巻き込まれる虞もあります。占領地を通過する場合、無理な日程とならないよう注意し、特に明るい内に帰るよう心がけて下さい。

特に駐車の際には安全な場所か否かを必ず確認して下さい。観光名所のエルサレム旧市街周辺、オリーブ山等、人通りも多く、まさかと思われる場所でも放火事件が頻発しています。

(3) 一般に当国の運転マナーは悪く、急な割込み、突然の進路変更、速度超過、二重駐車等は日常茶飯事です。運転手は前しか見ておらず、方向指示器の操作には無頓着です。

このため交通事故は非常に多く、「車に乗れる者なら戦争にも行ける」（交通事故死と戦死の率が変わらない）というジョークがあるほどです。本年6月にも交通事故で日本人女性が亡くなっております。

こちらのペースに巻き込まれたり、いちいち腹を立てたりせず、自分のペースを守って事故防止に努めて下さい。

(4) 乗用車内の特に外部から見える場所にバッグ、貴重品を置かないで下さい。盗難が多発しています。できれば車内には何も置かないのが一番です。

また、自動車盗難も多く、盗難防止用警報器、シフトロック等を取り付けることをお勧めします。

街頭・ホテル等

(1) 当国は形式張らない国であり、高価な衣類、貴金属等の貴重品は人目を引きます。不必要な高級品、多額の現金を持ち歩くことは避けて下さい。

(2) 特に空港、バスターミナル、観光地、繁華街のレストラン、商店等では、ひったくり、置き引きにご注意下さい。バッグは足の間に置き、上着、ハンドバッグ等を椅子の背もたれ等に掛けない等、常に自分の荷物から目を離さないよう注意して下さい。

(3) ホテル等の場合、貴重品は必ずフロントに預け、室内に居る時でも荷物は目立たない場所に置くようご注意下さい。

最近もホテルでシャワーを浴びている間に旅券を盗まれた例もあり、ホテル内だからといって安心はできません。

特に旅券、航空券、現金、クレジットカード等は一度紛失すれば、まず出てこないと思って下さい。

緊急事態等

当国を含む中東地域では常に戦争、暴動、テロ等に巻き込まれる危険に曝されているという意識が必要といえます。

湾岸戦争ですっかり有名になったガスマスクも、外国人にまでもれなく配布される訳ではなく、また、近代戦に使用される全ての化学兵器に有効な訳でもありません。

在留邦人の方にとって、最も有効な対応策は、常に国際情勢に関心を持ち、情報を収集し、危険と判断すれば手遅れにならないうちに（民間航空機が飛んでいるうちに）一時出国、避難することです。

当国には日本人会等、在留邦人組織はなく、自助努力をしない限り、「自動的に、どうすべきか教えてもらえる」訳ではありません。「様子がおかしい」「いつもと雰囲気が違う」と感じた時は遠慮なく当館領事担当官までご連絡下さい。

KAN00010　イスラエル「緊急事態対策」
緊急事態対処要領
（イスラエル在留邦人各位へ）

平成２年11月14日現在
在イスラエル日本国大使館

この対処要領は、当国内外の情勢が予断を許さない折柄、万一緊急事態が発生した場合に備えて一応の基準を示したものです。各自御熟読の上、緊急時に落着いて対処できるよう心がけて下さい。尚、具体的な対処要領については、「民間防衛のための市民ガイド」をも御参照下さい。

第１　平素の心構え
１．旅券等の保管
旅券は、１ヶ所にまとめて保管しておき、何時でもすぐ持ち出せるようにして下さい。
旅券に、各位のイスラエル在留資格のカテゴリー（Ａ１、Ｂ１など。）が記載されていますので、確認しておいて下さい。また、旅券の末尾に、現住所、電話番号、血液型その他万一の場合に参考となる事項も記入するようにして下さい。
なお、大使館との相互連絡のため、在留届の励行をお願いします。帰国届もお忘れなく。
２．食料及び金銭の用意
少なくとも２週間位生活できる程度の食糧及び金銭を常時用意して下さい。
３．その他の携行品の用意
移動を必要とする場合に備えて最小限次のようなものを平素から用意しておかれるよう。
（１）衣類等
衣類（行動に便利で、寒暑に充分堪えることができ、かつ、ことさらに人目をひくような華美なものでないもの）
履物（行動に便利で、頑丈なもの）
着替え
（２）食料品等
米、調味料、缶詰その他保存食品等
（３）その他の携行品
救急薬品、トランジスターラジオ、懐中電灯、乾電池、ライターまたはマッチ、ナイフ、水筒、洗面具、タオル、ちり紙、毛布等
４．自動車の整備等
（１）自動車は常時整備点検しておいて下さい。
（２）燃料は常時充分に入れておくようにして下さい。
（３）自動車をもっていない人は、平素から、自動車をもっている人と連絡をとり、必要な場合に同乗できるようにして下さい。

第２　緊急時の心構え及び執るべき措置
１．緊急時の心構え
緊急事態が発生した場合や発生するおそれがある場合には、大使館としても、邦人各位の保護に万全を期するため、所要の情報収集、情勢判断を行なった上で、然るべき対策を、別に定めた連絡網により、邦人各位に随時通報するよう最大限の努力を致します。各位も平静を保ち、いやしくも流言ひ語に惑わされたり、群衆心理にまき込まれることのないように注意なさって下さい。
２．情勢の把握
邦人相互間の緊密な連絡、ラジオ、テレビの聴取、大使館への問い合わせ、管轄警察署などイスラエル政府関係機関への問い合わせ等により、正確な情勢の把握に努めて下さい

なお、NHK、BBCなど海外からの短波放送を聴取することも参考になります。
◎大使館の電話番号は、次の通りです。

| | |
|---|---|
| 大使館事務所 | 03-257-292( 4) |
| | 03-260-858 |
| 大使公邸 | 052-570-690 |
| 中本公使宅 | 052-581-511 |
| 小林参事官宅 | 03-458-256 |
| 林書記官宅 | 052-570-978 |
| 宮部書記官宅 | 052-575-275 |
| 岩瀬書記官宅 | 03-499-923 |
| 藤原領事宅 | 03-498-983 |

3．大使館への通報等
（1）情勢の悪化その他注意すべき事態に気付かれた場合には、随時、大使館へ通報して下さい。
（2）自己または他の邦人の生命、身体、財産に危害が及んだり、そのおそれがあるときは、管轄警察署あるいは 100番に通報し、保護を求める等適切な措置をとるとともに、迅速、かつ、詳細にその状況を大使館に通報して下さい。
4．避難等
（1）緊急事態が発生した場合、情勢によっては、自宅に居残って門を閉ざしている方が安全であることもあり得ますので、軽挙妄動は慎んで下さい。また親密なイスラエル人宅に避難することが安全であることもあり得るので、平素から家族ぐるみで親密な人間関係を作っておくよう努めて下さい。
（2）大使館から退避あるいは引揚げの勧告があった場合は、これに従ってなるべく早く退避、引揚げを行なって下さい。この場合、民間航空機が運航されているうちであることが望ましいでしょう。
（3）事態が緊迫して、大使館が引揚げまたは避難のための集結を指示した場合は、速やかに次の集結場所のうち最寄りの場所に集結して下さい。
ア．大使館事務所：c/o Asia House, 4 Weizman St. Tel-Aviv
イ．大使公邸：52-54 Wingate St. Herzliya Pituach
その外、ホテル等大使館が指示する場所
5．事前引揚げ
親元、日本の本社等の判断により、国外へ避難されることもあり得るでしょうが、その場合には、是非その旨を大使館へ報告するようにして下さい。
在留邦人の動静を正確に把握しておく上で助かります。
（了）

民間防衛軍
危険から身を守るために
民間防衛のための市民ガイド

1．危険から身を守るために
平時、戦時にかかわらず、誰でも非常事態に遭遇することが考えられます。我々は、非常時に備えることをついつい怠りがちですが、これまでの例では、日頃の備えを行い、非常時での対処方法を知っている人は、いざという時に的確な行動がとれ、家族を救うことができます。非常事態とは、火事、事故、自然災害、ガス漏れ、テロ攻撃、戦争等が考えられるでしょう。
<民間防衛軍（HAGA）－救難・救助>

民間防衛軍は、平時において戦時に於ける家庭レベルでの防衛に備えており市民にガイダンスを行う等の活動をしています。全国にネットワークを有し、入植地でも活動しています。民間防衛軍は、救助班、消火班、医療班、医薬班、セキュリティー班、パトロール班、対化学兵器班を組織しています。
民間防衛軍は、平時には警察、マゲン・ダビッド・アドム。消防署、経済緊急システム、避難、葬儀当局、担当地域当局との協力のもと活動を行っています。

2．非常事態に備えて
・緊急連絡先リストを準備する。
・避難時の持ち出し品リストを準備する。
・上記のリストを家族の皆が分かるところに置いておくこと。
<食料>
家庭では2週間分程度の食料備蓄が必要となります。備蓄した食料は、数週間毎に入れ替えることを忘れないで下さい。
非常食に適するもの：缶詰類、ロングライフミルク、粉ミルク、ビスケット、砂糖、塩、油、豆、紅茶、コーヒー、水用の容器等。
備蓄用食料は、缶や瓶に入れ密閉しておくことが望ましい。
<応急処置>
家庭用に救急箱（包帯、ヨードチンキ、三角巾、ガーゼ等）を用意し、各救急用品の使用方法について各人が熟知しておくこと。マゲン・ダビッド・アドム、民間防衛軍、コミュニティーセンターが主催する応急手当や人工呼吸等の講習を受講しておくと役に立ちます。
<消火器具>
廉価で取扱いが簡単な家庭用消火器を入手する。消火器以外にも、毛布、水、砂等を使って消火することもできます。消防署が主催する消火作業の講習も受講することができます。
<家の目張りと灯火管制に備えて>
ドアや窓を目張りするラバースポンジ、窓ガラスに貼る粘着テープ、街灯や車のヘッドライトを塗る濃紺のペイントを用意して下さい。
<非常灯>
停電に備えて非常灯、懐中電灯、ロウソク、マッチ、電池を常備して下さい。
<注意>
非常用品は、平時においても有用なものばかりです。

3．シェルター
・シェルターは、戦時において爆撃や砲撃にあった際に有用です。平時よりよく整理し、行き届いた管理を行って下さい。
・ドアや窓が錆つかないように手入れを行って下さい。
・時々ペンキを塗り、入口や非常出口に表示をしておいて下さい。
・換気口や水用の容器は常に清潔に保ち、電気や上下水道がきちんと機能するか確認して下さい。
・入口や非常出口を塞がないで下さい。
・シェルターは倉庫ではありません。不要な物や可燃物を中に入れないで下さい。
また、シェルターを他人に使用させないで下さい。万一、誰かがあなたのシェルターを物置に使用していたりしたら、担当地区の事務所まで連絡して下さい。
・各アパートごとに、シェルターの鍵を保管しておいて下さい。
・民間防衛軍の許可なくシェルターを改造しないで下さい。
・シェルターをクラブハウス、スポーツルーム、読書室として使用することをお勧めします。また、壁塗りや床の舗装を施し、換気扇、蛍光灯、防音設備を設置することが望ましいです。

4．シェルターの非常用装備リスト(法定分)

| <品目> | 4世帯分 | 16世帯分 | 32世帯分 |
|---|---|---|---|
| ポリ容器(1リットル入り) | 40 | 160 | 320 |
| 救急用品 | 1 | — | — |
| 医療用救急用品 | — | 1 | 1 |
| 担架 | — | 1 | 2 |
| <消火用品> | | | |
| 水、砂用バケル×2 | 1セット | 1セット | 2セット |
| 懐中電灯と予備電池(7時間分) | 1 | — | — |
| プロジェクターライトと予備電池(7時間分) | — | 1 | 2 |
| ゴミ袋 | 20 | 80 | 160 |
| 砂袋 (非常口、ガスや燃料用容器の保護) | 15 | 60 | 120 |
| 化学トイレ+粉(5袋)/通常のトイレが無い場合 | — | 1セット | 2セット |

FIRE-BA

5．民間防衛組織

非常時には民間防衛組織より「緊急事態宣言」がなされ、テレビ、ラジオ、掲示板等でその告示があります。告示に従って行動し治安維持部隊の指示に従って下さい。

<民間防衛組織のガイドライン>

・食料、水、懐中電灯、救急用品、消火器具、目張りと灯火管制用品、窓の保護用粘着テープ、身分証明書、ラジオ（電池入り）等は、あらかじめ用意して各家庭で常備して下さい。

・個人の服、毛布、身分証明書、本、救急用品、眼鏡、ベビー用品、本等は、各人でパッキングを行い非常時に備えて下さい。

・窓等の開口部を厚紙等で覆い光が漏れないようにしてください。街灯や車のヘッドライトは青色に塗って下さい。

・各家庭や会社の窓に粘着テープを貼り、窓ガラスが割れた時に破片が飛散しないようにして下さい。

・シェルターはいつでも使える状態にしておき、不要な物は取り除き、出入りがし易いように開放しておいて下さい。水用の容器に水を満たしておいて下さい。

・出入口、ガス、燃料用容器は砂袋で囲んでおいて下さい。

6．警戒警報と警戒警報解除のサイン

適の攻撃が開始されると、警戒警報が鳴ります。

警戒警報：抑揚のあるサイレン

・警戒警報が鳴ったらシェルターか最寄りの避難場所に入ってください。

・家を退去する前に、ガスと水道の栓を閉じ電源を止めて、予め用意した非常用品を持ち出して下さい。

・各人

・シェルターに当分の間とどまることも考慮して用意して下さい。ラジオのアナウンスを良く聞き、民間防衛軍や治安維持部隊の指示に従って下さい。

・最寄りの場所にシェルターが無い場合、吹き抜け等の安全な場所に身を隠して下さい。

・車を運転中であれば、路肩に車を寄せ、道路を杜防がないようにしてください。

・危険が去ったら、警戒警報解除のサインが出ます。

警戒警報解除のサイレン：一分間連続してサイレンが鳴ります。

・警戒警報解除のサイレンが鳴ったら、シェルターを出ることができますが、十分注意して下さい。

・空襲があった場所等には近寄らないで下さい。また、不審物には手を触れないで下さい。

・負傷者には応急手当を施し、負傷者の居場所を民間防衛や警備団に報告して下さい。

・個人の所有物を回収するためであっても、破壊された建物には入らないで下さい。

・緊急時には、お互いに助け合い、子供、老人、身障者等に手を貸してあげて下さい。シェルターへ避難する際にも手助けをし、特に子供からは目を離さないようにして下さい。

7．火災に対して自分の身を守ろう。

〈火災予防〉

火災は幾つかの予防方法によって防ぐことができます。

・火のそばに燃えやすい物を置いてはいけません。外出する時や就寝前にはガス台の火をつけっぱなしにしたり、暖房をつけたままにしておいてはいけません。そういうものは消しましょう。

・一つのコンセントからたくさんの電源を取りすぎて、負担をかける事はやめましょう。

・電気の配線網に湿気が侵入するのを防ぎましょう。

・火には気をつけ、子供はちかづけないようにしましょう。

〈消火〉

・火が大きくなる前に直ちに消火して下さい。

・消化器、砂、毛布、何か厚い素材、水、あらゆる方法で消火して下さい。

（注意:電源の近くでは水を使わないで下さい。）

・消防隊を直ちに呼び、消火作業を続けて下さい。

・手遅れになる前に、ためらわず消防隊を呼んで下さい。ダイヤルは102 。

・もし火が大きければ、直ちに家を離れる用意をして下さい。

・待たずに家族全員になってすばやく家から脱出して下さい。

・ドアを通って外に出ることが可能か、注意深く見て下さい。ドアが帯電していないことを確認し、その反対側に火や煙が廻っていないかを確かめて下さい。

・あなたのいる部屋が煙で充満している場合は、新鮮な空気を吸える場所へ移動して下さい。

・エレベーターは使わない！高い階から飛び降りない！

・もし安全に避難する方法がなければ、助けが来るまで待って下さい。

8．ガス漏れから自分の身を守ろう。

〈家の周りにある物を使ってのガスからの保護〉

工場やトラックからのガス漏れの場合、家にある物を用いて自分の身を守ることが出来ます。

以下の手段を遂行して下さい。

・もしその場所から離れられない場合は、部屋の中へ入りドアと窓を目張りして下さい。

・ソーダ水と混ぜた水で湿らせたハンカチやタオルで口と鼻を覆って下さい。

・体の露出している部分のすべてをビニールのカバーでおおって下さい。

・ラジオを聞いて治安維持部隊の指示に従って下さい。

〈避難〉

・もし家から避難しなければならない場合には、食料、衣類、身分証明書、トランジスタラジオ等の重要な物だけを持って避難して下さい。

・家を離れる前にはガスと水を止め、電源を切って下さい。

・治安維持部隊の指示に従ってその地区を離れて下さい。

・毒性の物質で負傷した場合には、負傷した手足を石鹸でよく洗い、負傷者を直ちに病院へ避難させること。

〈注意〉

ガスマスクはすべての種類のガスに対して有効というわけではなく、治安維持部隊の明確な指示のもとにおいてのみ使用して下さい。

地震から自分の身を守ろう

・もし地面や床が震えたり、動き始めるのを感じたら落ち着いて直ちに行動して下さい。

・その場所にとどまり、家を離れないで下さい。

・もし建物の中にいる場合は、避難部屋に入る、戸口の枠の下へ行く、あるいは重いテーブルの下に隠れて下さい。
・もし外にいる場合は、建物から離れて広い場所に移動して下さい。
・外壁やガラス破片の落下、電線の破損に気を付けて下さい。
・車の中にいる場合は、直ちに停車して中にとどまっていて下さい。

9．化学戦から自分の身を守ろう。
イスラエルの全居住者に対し、化学（ガス）戦に対する保護装備品一式があります。
・その一式は居住者の年齢に見合っており、貯蔵庫に装備されています。
・その装備品は成人と若者向けの保護マスク、子供向けの保護フードと呼吸保護装置、アトロピンの自動注射器、汚染除去の粉を含んでいます。
・その装備品の使用方法をよく読んで、使う練習をして下さい。
・子供達にも訓練して下さい。
・中に入っている説明書に従ってその装備品を手入れして下さい。
緊急時における保護装備品一式の配給。
・緊急時には一般市民は、近隣で開設される配給所より保護装備品一式を受け取ります。
・一般市民は身分証明書の提示に応じた家族人数分の保護装備品を受け取ります。
・その保護装備品一式の使用法説明は、メディアを通じたものの他に配給所でも行なわれます。
・保護装備品はすぐ手の届くところへ置いておき、民間防衛軍の指示に従って使用することを確認して下さい。
化学攻撃に対して自分の家で準備しよう。
・窓のほとんどない部屋を選んですべての隙間を粘着テープ、スポンジゴムテープ、又は特殊シールテープで目張りして下さい。
・缶、水用の瓶、ガラス製容器などで密封された食料の備蓄準備をして下さい。

10．化学戦闘攻撃下における対処要領。
・顔面マスクを装着し、乳幼児を呼吸保護装置の中に、子供を保護フードの中に直ちに入れて下さい。同じ部屋の中に家族全員が集まり、隙間を目張りして体の露出部分をおおって下さい。、
・もし自分で自由に使えるガスマスクがない場合は、顔と鼻を濡れたハンカチかタオルでおおって下さい。
・もそ外にいる場合は出来るだけ早く屋根のついた建物の中に避難して下さい。
・神経ガスによって負傷した場合は、アトロピンの自動注射器と汚染除去の粉を、受け取った指示書の従って使用して下さい。
化学攻撃後の対処要領
・民間防衛軍兵士、あるいはメディアを通じての指示を受けないうちはガスマスクは外さないで下さい。
・攻撃下において外気にさらされていたいかなる物にも手を触れず、また食料や水も使用しないで下さい。
・水道水、あるいは密封されていた食料のみを使用して下さい。
・当局より認可を受けていないプラスチック製容器に入った食料を食べないで下さい。

KAN00010　イラク【安全の基礎】
イラク共和国
Republic of Iraq
（注）　1994年1月15日現在，イラクには渡航自粛勧告および国外退避勧告が発出されている。

出入国時の留意事項
●査証
　イラクの入国査証は，1990年8月の湾岸危機発生以来，従来の取得要領が必ずしも実施されていない。ちなみに，従来はイラクにある関連日本企業等がイラク側関係公団に申請し，同公団から在日イラク大使館へインビテーション・テレックスが打たれることにより，入手可能となっていた。したがって，詳細はイラク在外公館に照会する必要がある。また，現在個人でのイラク観光査証取得は不可能。

●出入国審査／外貨申告／通関
　湾岸危機発生以降，度々の変更，混乱が生じているので，詳細はイラク在外公館に照会すること。

滞在時の留意事項
●滞在届／旅行制限
　湾岸戦争等により，度々の変更，混乱が生じているので，イラク関係機関に照会すること。
　なお，全面的に治安状況が不安定であり，やむを得ない事情がない限り旅行を差し控えることが望ましい。また，やむを得ず，旅行を行う場合であっても，夜間の移動は避け，昼間の行動についても十分注意が必要である。

●写真撮影の制限
　空港，港湾，鉄道，橋，軍事施設，石油関連施設については写真撮影が禁止されている。女性，特に黒いマントを着たり，ネッカチーフをかぶった女性を撮影することは避ける。撮影する際は居合わせた現地の人か，できれば警官等に尋ねたほうがよい。一般に屋外での撮影は避けたほうがよい。

各種取締法規に関する留意事項
●麻薬
　国境での手荷物検査は厳しいと思われる。個々の違反に対する処罰規定は明確ではないが，いったん逮捕されるときわめて厳しく罰せられるものと予想される。

●不法就労
　イラクで就労する場合は，企業契約に基づく場合がほとんどであり，企業契約以外の場合は就労査証の取得が必要。不法就労の取り締まりは厳しく行われているが，日本人の場合これまで問題になったケースはない。

●治安維持
　公安関係取り締まりは特に厳しい。出版物等の持ち込みにつき，検閲を受けることはもちろん，イラクでの政治活動は規制されており，情報機器の持ち込みは禁止されている（たとえば無線機，タイプライター，電話機器，テレックス機器，8ミリカメラ，ビデオカメラ，ビデオテープ，カセットテープ，高倍率の双眼鏡等）。また，外国人によるイラクの治安維持および国益に影響を及ぼすおそれのある活動を認知した場合，イラク人は当局に通報する義務があると考えられているので，イラク国内での言動には十分注意が必要。

風俗，習慣，国民性に関する留意事項
　イラクは依然準戦時体制下にあるので，政治的発言や大統領に対する批判言動等には特に注意する。そのほか宗教上の規制として，たとえば非イスラム教徒はモスクへの立ち入りを禁止される場合もあること，ラマダン（断食月）期間中，昼間は公共の場所での飲食がしにくい等がある。

安全のためのひとくちアドバイス
　イラクの治安状態は従来良いとされていたが，1985年頃から全般に悪化し，在留日本人の空き巣，強盗被害が増加している。防犯対策には十分注意が必要。
　地図やカメラ等を持ち歩いたり，不用意に軍事施設や重要な経済施設等に近寄らないこと。

健康上の留意事項
　現在，医薬品が不足し，かつ衛生事情も悪化している。医療レベルもあまり期待できないことから，健康管理には十分な配慮が必要。病気は入国前に治療しておくこと。また自分に合った医薬品等を携行する。

緊急時の連絡先
〈警察〉　Tel.104
〈火災〉　Tel.115
〈救急車〉　Tel.122

緊急時の言葉
「泥棒」＝ハラーミー
「警察」＝ショルタ
「助けて下さい」＝サーイドニー
「警察を呼んで下さい」＝アンナジダ・ヤー・ナース

在外公館アドレス
●大使館
在イラク大使館
Embassy of Japan, Hay Babil 929／17／70 Baghdad, Iraq (P.O.Box No.2369 ALWIYAH)
Tel.7195156
（一時閉館中。在ヨルダン大使館において関係事務を扱っている。）

KAN00010 イラン【安全の基礎】
イラン・イスラム共和国
Islamic Republic of Iran

出入国時の留意事項
●査証
日本とイランとの間には1974年発効した査証・査証料免除取極があるが，1992年4月15日付にて同取極が一時停止されたため，外交・公用旅券保持者が公務で3カ月以内滞在する場合を除き査証の取得が必要である。

●出入国審査
出入国審査は係官によりその対応にバラツキが見られる場合がある。短期滞在者を除き，すべて出国の際出国査証を取得することが必要。

●外貨申告
従来必要であったが，現在のところ要求されていない。

●通関
税関検査は検査官によりかなり差があるが，一般的には入・出国時ともにかなり厳しい検査が行われる。イランはイスラムの規則で律されており，イスラムに反するもの，たとえば酒類，麻薬，豚肉および豚肉製品，ミュージックテープ，ビデオテープ，手と顔以外の肌および頭髪をあらわにした女性の写真，イスラムの社会風俗を乱す写真，トランプ等のカード類，賭博用品等は持ち込み禁止。また，高性能短波ラジオ，2台以上のカメラ，トランシーバー，ビデオカメラ，ビデオデッキ等も持ち込み禁止。その他精密機器，電子機器もしばしば問題となっている。煙草は200本まで無税で持ち込める。持ち出し禁止品としては貴石，宝石，金・銀製品，金貨，アンティーク，カーペット，骨董品，2万イラン・リアル以上のイラン・リアル貨等が指定されている。新しいカーペットについては一定の条件の下に，一般的には2枚までの持ち出しが認められるようになった（詳細については出国に先だって事前に当局に確認するほうがよい）。なお，出国税の徴収は現在行われていない。

滞在時の留意事項
●滞在届
イランに長期滞在する外国人は，入国後8日以内に内務省（または警察署）へ届出をする義務がある。また，就職をする場合は，労働査証を取得のうえ入国し，入国後労働省から労働許可を取得する必要がある。

●旅行制限
原則として国境地帯への旅行は禁止されている。国境地帯へやむをえず旅行する必要がある場合には，テヘラン出発前に関係官庁に照会のうえ，許可証または紹介状を入手するとよい。イスファハン，シーラーズ等の観光都市を除くと，地方への旅行は危険を伴うことが考えられるので，無用な旅行は差し控えること。なお，やむをえず旅行する場合は，大使館に旅行届を出すこと。

●写真撮影の制限
国境地帯，軍事施設，空港，港湾，橋，鉄道，駅，ダム，製油所，製鉄所，発電所等の経済施設，政府直営工場，政府関係施設，革命関係施設等の写真撮影は禁止されている。町中でどの建物が政府・革命関係施設であるのか見分けることは初めての旅行者には容易

ではないが，建物入口に紺色の制服を着用した警官か，緑色の制服を着用した革命ガード兵士が警備にあたっていれば，政府・革命関係施設と考えてまず間違いない。またイスラムの観点から，モスク，廟の内部では撮影禁止。チャドル姿の女性，礼拝中のイスラム教徒を撮影する際には，あらかじめ了解をとることが必要。外国人は警戒の念をもって見られがちであり，これまで旧ソ連国境近くの町をカメラをぶら下げて散策していた旅行者が拘留されるなど，写真撮影に関してはかなりトラブルが発生している。カメラを持参しないのが最良であるが（カメラを持っているだけで嫌疑をかけられることもある），撮影を行う場合には十分な注意が必要。イラン人が恥と感じるような被写体，現政権のイメージにとってマイナスとなるような被写体にカメラを向けることも避ける。また，撮影した写真の国外への持ち出しは，原則としてイスラム指導省の検閲を受けた後でなければできない。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬に関しては厳格な検査と，所持の場合には極刑を含む厳罰が科せられるので，麻薬を持ち込まないこと（特にパキスタン国境から）。イラン国内でも絶対に麻薬に手を出さないこと。

●不法就労

一般的に，初犯であれば罰金刑，2回目以降であれば逮捕，国外追放。

●治安維持

主として革命機関が治安維持の任にあたっている。パトロールのほか町の各所（特に夜間），町の出入口にあたる主要街道で検問も行われている。官憲より指示されたら素直に従うのがよく，相手の感情を害すると，思わぬ方向に発展することがある。冷静に対応するよう心がける。

●その他特殊取締

特殊取り締まりとして，服装の取り締まりがある。女性はイスラムの規律により性的な魅力をアピールしてはならず，手（腕ではない），顔以外の肌や頭髪を公共の場で出すこと，体の線を出すこと等が禁止されている。そのため頭髪はスカーフ等で覆い，化粧はせず，レインコートのようなもので腰の線を隠すことになる。これに反した服装をしている場合，町の中を巡回している服装パトロールに逮捕・拘留されることもある。男性の服装に関してはさほどうるさくないが，半ズボンは避ける。

風俗，習慣，国民性に関する留意事項

イスラム国であり，非イスラム教徒といえどもその規律を十分尊重することが求められている。イスラムの規律については事前に知識を得ておくこと。たとえば，ラマダン（断食月）には非イスラム教徒でも日の出から日没までの間公共の場で飲食，喫煙もできない。また，非イスラム教徒はモスクへの立ち入りを許されない。

安全のためのひとくちアドバイス

拘留された場合，イラン側から大使館に連絡がくるという保証はない。違反行為は当然のこととして，嫌疑をかけられそうな疑わしい行為についても慎むよう細心の注意が必要。

経済状態の悪化により盗難にあう日本人が多く，駐車中の車のトランクから旅券の入ったカバンを盗まれたり，当局の者と偽る人物に旅券，所持現金，トラベラーズ・チェックの提示を求められ，そのまま持ち去られるなどのケースも発生している。後者の場合はまず，相手の身分を確認することが重要であるが，身分証明書が現地語で表記されているので，付近の第三者に協力を求める等の注意が必要。車のナンバーをメモするのも一案。

健康上の留意事項

ウイルス性胃腸炎による下痢性疾患が非常に多いので，食前の手洗いはもちろん生野菜には十分注意する必要がある。結膜炎，腸内寄生虫疾患，気管支炎（大気汚染による），皮膚真菌症，肝炎等も多発している。殺菌（pasteurization）の不十分な牛乳によりブルセラ病（Brucellosis）に罹患することがあるため注意を要する。

マシャド，サリ，タブリーズ地方にはらい病が多く，東部ザヘダーン地区には肺結核，南部バンダル・アッバス地区には夏期マラリア，コレラ等が散発している。

医師，看護婦，医薬品，医療機材の不足のため，緊急患者でも数時間待たされることもある。現地医療事情は良好とはいえないので，常備薬（英語での説明書添付）を携行する必要がある。

テヘランは約1300メートルの高地にあり酸素が少ないため時々頭痛，疲労感が出やすい。乾燥しているため十分な水分を取ること。また，荒れ止め用クリーム等が有用である。

緊急時の連絡先

〈病院〉

テヘラン・クリニック　Tel.623013～6

デイ・ホスピタル　Tel.8017111～19

（以上，テヘラン市内で英語の話せる医師がいる主な病院）

〈警察〉　Tel.110

〈火災〉　Tel.125

緊急時の言葉

「泥棒」＝ドズド

「助けて」＝コマク・コン

「警察」＝ポリース

「パトカー」＝マシーネ・ポリース

「救急車」＝アンブランス

「警察を呼んでくれ」＝ポリース・セダー・コン

在外公館アドレス

●大使館

在イラン大使館

Embassy of Japan, No.12, Nahid St., North Kamraniyeh, Tehran, Iran
(P.O.Box No.11365－814)

Tel.280448

KAN00010 イラン「防犯の手引き」1
安全・防犯マニュアル

平成5年11月
在イラン日本国大使館

(はじめに)
イランは革命後14年が経過し、比較的国内の政治情勢は落ち着きを見せていますが、反体制派の活動も依然として続いており、治安維持にはイラン政府も相当努力をしている状況にあります。また、厳格なイスラム教の戒律に基づく国つくりをしているのも事実です。イラン滞在にあたっては、このようなイランのおかれた政治状況をよく認識しておくことが必要でしょう。

◎治安状況
当国経済の悪化を反映してか失業率も高まっており、最近の当地治安状況は良くありません。凶悪犯罪についての報道はあまりありませんが、空巣、自動車盗難、車上狙、ひったくり、ニセ警察官による金品詐取等が発生しています。
就業機会が充分とは言えない状況に加え、当地の一般的平均給与月額が200~300ドル相当である状況からして、外国での就労を望むイラン人も多く、当地滞在中の外国人を利用して就職や査証の取得を図ろうとしてアプローチをしてくるイラン人が多数見られる傾向にあり、注意を必要とします。
性犯罪についても油断禁物です。

◎日常的心懸け
○ 犯罪被害に会わないための心懸けについてはご承知と思いますが、特にニセ警察官等による詐取事件に注意する必要があります。イラン人が警察官あるいは「治安当局者」と称して旅券や現金の検査を試みる場合には、まず、あやしいと考え、安易に渡すべきではないでしょう。対応に困った場合には、現場の商店や通行人に助けを求めるのが良いでしょう。制服・私服を問わず現職警察官が街頭で外国人の旅券・所持金を検査することはまずないと考えて良いでしょう。あやしいイラン人とは目を合わせず、接触しかけて来ても毅然としてかかわりあいにならずに通り過ぎるのが賢明でしょう。また、第三者を入れて話をするのも一案でしょう。

○ 当国はイスラム国です。イスラムを冒とくしたと取られる恐れのある言動は厳に謹みましょう。また、当国内では、イスラム教徒でない女性もスカーフ・コートの着用を義務づけられています。スカーフ・コートの着用は旅行者には慣れないこととは思いますが、この国の法律や習慣を尊重するとの立場から右着用は厳守して下さい。本件に関して、思いがけないトラブルに巻き込まれないよう呉々も注意しましょう。特に、「治安当局者」はイスラムに基づく風紀の取り締まりに力を入れていますので、服装等には十分注意することが必要です。

○ 当国人は、一般にポスピタリティーを強調・誇張した言動・行動振りを日常的に行っていますが、これをペルシャ語でタアーロフと呼びます。日本人がイラン人と接する場合、イラン人のタアーロフ的な行動様式を充分認識して対応する必要があります。
また、当地はいわゆるコネ社会の側面も顕著であり、「人を見たら、まず自分の利益のために利用できるか否かを考える。」という傾向が少なからず見られますので、イラン人から何かを要請されても、できないことはニコニコしながらもはっきり“No”と断ることが当地滞在中の安全な生活にもつながるものと思われます。

◎麻薬について

麻薬取締りに対しては、当国は極刑（死刑）をもってのぞんでおり、決して手を出さないようにして下さい。

◎緊急連絡先

当地は、日本のように「110番通報後、数分間でパトカーが現場に急行する。」というような状況にはありませんが、テヘラン市警察署リストは別紙のとおりです。

（最後に）

あなたの安全はあなたが守る心構えを持って、当地の滞在を実り多いものとしましょう。

日本大使館

電話　627923　623396

ＦＡＸ　8862515　8008619

TEHRAN'S POLICE STATION　November 1993

| NO. | TELEPHONE | AREA |
|---|---|---|
| 1 | 270017 | Niavaran |
| 2 | 242048 | Pasdaran |
| 3 | 686868 | Vanak |
| 4 | 864045 | Sohrevardi |
| 5 | 831333 | Sanai |
| 6 | 752292 | Somayeh |
| 7 | 668477 | Felestin |
| 8 | 928672 | Azadi |
| 9 | 300976 | Baharestan |
| 10 | 303040 | Pirouzi |
| 11 | 547030 | Hesamol saltaneh |
| 12 | 668777 | Amirieh |
| 13 | 313511 | 15th Khordad |
| 14 | 355125 | Ayt.Saidi |
| 15 | 546564 | Rah Payma |
| 16 | 531818 | Molavi |
| 17 | 551228 | Javadieh |
| 18 | 971777 | Sa ttar Khan |
| 19 | 955533 | Mehrabad |
| 20 | 233211 | Ressalat |
| 21 | 349555 | Cokacola |
| 22 | 272004 | Darband |
| 23 | 270055 | Niavaran |
| 24 | 267759 | Gholhak |
| 25 | 627731 | Yousef Abad |
| 26 | 783333 | Tehran Pars |
| 27 | 794156 | Narmak |
| 28 | 344000 | Tehran No |
| 29 | 644881 | Vali Asr |
| 30 | 551228 | Nazi Abad |
| 31 | 593026 | Rey　改行 |

KAN00010　イラン「防犯の手引き」２
防犯ハンドブック

（安全な生活を過すために）

平成元年５月30日

在イラン日本国大使館

〔はじめに〕
1974年２月、イラン、イスラム共和国が誕生し今年で10年になりました。イラン・イラク戦争の戦火が収まるとともに、戦後復興への期待が高まりましたが、イランをめぐる内外の情勢は、依然流動的です。革命前4,000 人を数えた在留邦人は、未だ300 人前後と低迷しております。他方、本年春以降、邦人観光客の姿が目立つようになりました。
イランは、中東の大国であり、産油国としてまた、豊かな史的遺跡を有する国として邦人の関心が高いのは当然で、今後、内外情勢が落ち着くにつれ、邦人来訪者の数は増えて行くものと、思われます。
この防犯ハンドブックは、イラン滞在中の全ての邦人が、その期間中、安全に過ごせるようにとの願いをこめて、当館が、作成したものです。

〔治安状況〕
一般的に、イラン人は、ホウスピタリティーのある親切な民族です。
ただし、外見的には、イスラム革命後、ビスボラ髭を伸ばした男性や、黒いチャドルを頭からスッポリ被り、目だけを出した女性が大部分を占め、なんとなく取っ付きにくい印象を与えてしまいます。
しかし、相手の外見、風貌に惑わされることなく、ニッコリ笑って「サラーム」と挨拶をすれば期待以上の笑顔と親切な対応が、返ってくる筈です。
基本的には、この姿勢を持ち続けることが、当国における対人関係をスムーズにする原点でしょう。回教国家であり、全てのことがコーランの教えに従う国柄であることもあり、「目には目、歯には歯」の報復の考えが定着しており、一度犯罪を犯すと相当な処罰を覚悟しなければなりません。
このような社会規制はあるものの、従来からの軍事最優先、慢性的物質の不足、経済活性化の立ち遅れ、失業率の増加、前戦からの帰還兵の就職問題等、未解決の問題が山積みしており、犯罪発生の素因は充分過ぎる程、有ると言えます。

〔一般的注意事項〕
イ・イ紛争の和平交渉中とはいえ、その進展状況は思わしくなく、わが国を始め、諸外国とも、イランの戦後復興にむけての協力に暗中模索の状況である現下の情勢では、国内の経済環境は決して芳しいものではなく、先行き混沌としていると言っても言い過ぎではありません。
このような世情を反映し、空巣狙い、深夜の家宅侵入、強盗、詐欺事件が頻発しております。
これらの事件に巻き込まれないためには、常日頃からの注意、用心をするにつきると思いますが、イランの特殊事情について記述してみます。

１．屋外での注意事項
欧州諸国で頻発している、置引き、ひったくりが、当国では非常に少なく、その意味では今迄のところ、邦人の被害は年間１～２件程度で一応、安心と言えると思います。
加えて、未婚の男女交遊が極端に制限されている国柄でもあり、邦人女性のヒッチハイカーが犯罪に巻き込まれたという報告もありません。

しかし、どのような環境下であれ、油断は禁物ですし、充分な用心は必要です。現に昨年、当国では泣く子も黙ると言われる「革命委員会」（通称コミテ）を名乗る偽者が現れ、邦人の旅行者が被害にあっています。彼等（イラン人２名、パキスタン人３名の計５名）の手口は、外国人の宿泊する有名なホテル（旧ヒルトン・インターコンチネンタル等）の付近に網を張り、カモ（旅行者）と見ると数名で近づき、懐より身分証らしきものをちらつかせ、（良く見ても、ペルシャ語で書かれてあるため旅行者には分からないのですが）コミテを名乗り、旅券の提示を求めます。大部分の旅行者は、旅券のビニールカバーの裏側ポケット部分に、入国時申告した外貨申告の用紙を入れて持ち歩いているところから、彼等は、申告用紙記入の金額と手持ち現金の照会を行うと称し、外貨を預かり、スキをみて、附近に停車中の仲間の車にとび乗り逃走するものでした。

何処の国でも同じことですが、外国人とみて官権威の威光を傘に着たり、逆に特に、やさしく近づいて来る者には、何か魂胆があるとみて間違いがないようです。

２．屋内での注意事項

昨年、在留邦人宅４軒が窃盗の被害にあっています。うち３軒は、空巣で、他の１軒は深夜の家宅侵入窃盗でした。４軒とも独立家屋邦系企業代表駐在員宅でした。空巣の場合は主として昼間、深夜の家宅侵入窃盗は、２階寝室で熟睡中に１階居間のカーペット、テレビ等を盗まれたものでした。

全てのケースに共通することは、裏窓や隙間からの侵入ではなく、堂々（?）と正面から入っている事です。この面からみますと内部の情報をもらす、手引者も考えられる訳ですが、あながち、それだけでなく、この家と狙いをつけ、数日間見張りをすれば、家人の状況、留守かどうかは分るとも言われます。

そこで、留意事項を列挙しますと、

（１）施錠は必ず二重にする。
（２）貴重品は、ベットルームないしは、施錠の出来る部屋に保管する。
（３）就寝中は、ベットルームのドアーに施錠し第三次防衛戦とする。
（４）日頃から、家屋内に男手が在ることをＰＲする。（運転主、ボーイ等に正面道路の清掃等をマメにやらせる等）
（５）身近な使用人（運転手、ボーイ等）に日頃から、目を掛けてやり、味方につけておく。
（６）屋主との関係を良好に保ち、緊急の場合すぐ連絡がとれるようにしておく。
（７）犬を飼うことも一案。

３．ホテル等への宿泊時の注意事項

前述しましたように、一流ホテルへの宿泊で、被害を受けることもありますが、これはあくまでも、ホテル外でのことであり、やはり、宿泊中の安全又は、一流ホテルに限ります。

一流ホテルは全て政府の運営ですから、サービス、設備、食事の面等で不満はありますが、責任体制は、しっかりしており、ホテル内での盗難は今迄のところ、１件も報告がありません。

街中の木賃宿のような処では、外出中に携行荷物をゴッソリ盗まれ、宿側では、一切責任をとらず、泣くに泣けないというケースもありました。

ホテルの支払いは、外貨払いの場合と現地通貨払いの場合と、２種類がありますが、いずれの場合も必ず入国時に申告した持ち込み外貨と持ち出しの際の通過とに誤差が生じないように、ホテル側から領収印を、とりつけておくことが肝要です。最近は、出国の際、厳しくなりましたが、それでも、まだまだ問題となるケースが多いので持ち込み外貨は必ず裏付けのある使い方をして下さい。

４．麻薬について

麻薬取締りに対しては、当国は極刑をもってのぞんでおり、ヘロイン30ｇ（１オンス）

、アヘン大麻を夫々、５ｋｇ（11ポンド）所持しているのを発見されますと死刑になりますので、決して麻薬などには手を出さないようにして下さい。

５．緊急時の連絡先等

| | |
|---|---|
| 警察（日本の110 番にあたるもの） | 129 |
| テヘラン警察 | 374021 9 |
| 救急車 | 125 |
| 日本大使館 | 623396 |
| | 623974 |

(Bucharest Ave Corner of 5th st Tehran)

KAN00010 オマーン【安全の基礎】
オマーン国
Sultanate of Oman

出入国時の留意事項
●査証
一般旅券で入国しようとする場合には，査証または入国許可証（NON OBJECTION CERTIFICATE＝NOC）を取得する必要がある（公用・外交旅券の場合も同様）。査証は観光または商用を目的とし，2週間以内の滞在者に発給され，在日オマーン大使館で取得することができる。NOC はオマーン在住の身元引受人（原則としてオマーン人）を通じてオマーン王立警察入国管理当局（公用・外交旅券は外務省領事部）に申請するが，申請（写真および旅券事項を添付）から発給まで通常約2週間かかる。

●出入国審査
イスラエルの出入国が判明すると，入国を拒否される。また，NOC申請後に新旅券に切り換えたなどのため，NOC記載内容と所持する旅券の内容とが異なる場合には，改めてNOCを取り直さない限り入国できない。旅券の査証欄が2ページ以上残っていない場合も入国を許されない。

●外貨申告
必要ない。

●通関
イスラエル製品の持ち込みは禁止されている。わいせつな写真および同掲載雑誌等は没収のうえ，罰金を科される。大量に所持している場合には罰金で済まないことがある。ビデオテープは内容検査のため一時警察に保管され，引き取りに約1カ月要する。酒類，豚肉の持ち込みも許可されない。

滞在時の留意事項
●滞在届
オマーン滞在に関しては，有効な査証の所持が重要であるが，滞在届の制度はない。

●旅行制限
軍事施設のある場所は立ち入り禁止。古城内見学は文化省の許可が必要である。

●写真撮影の制限
軍事施設，王宮，空港，港湾設備を除いては原則として自由。ただし，女性を撮影する場合は，極力控えたほうが無難であるが，撮影する場合には事前に本人の承諾を得ることが絶対的に必要。

各種取締法規に関する留意事項
●麻薬
麻薬の所持・吸飲は禁止されている。これに違反した場合は長期間投獄される。

●不法就労
罰金を科されたうえ，国外追放処分になる。場合によっては投獄されることもある。

●治安維持
集会，デモ（プラカード）を含む政治活動等は禁止されている。違反した場合には拘禁

刑を科される。

●その他特殊取締
絶対君主制であるため，国王に対する不敬罪（国王の写真に対する侮辱的行為，非難等）は，重い処罰を受ける。

風俗，習慣，国民性に関する留意事項
オマーンはイスラム教のため，女性の肌の露出（ノースリーブ，ミニスカート等）は避けること。飲酒は，個人の家，ホテル，レストラン等限られた場所を除き，一般人の目にふれる場で飲むべきではない。ラマダン（断食月）中には，屋外を含め公共の場での飲食，喫煙は慎むべきである。警察当局等が発見した場合，ラマダン期間中投獄される場合もある。

安全のためのひとくちアドバイス
治安は良いほうだが，女性の一人歩きは危険なので差し控えたほうが無難である。
健康上の留意事項
夏期（4～10月）は酷暑が続き，体力の消耗が激しいので，休養を十分に取るよう心がけ，日中の外出等は避けること。
水道の水は飲料水には適さないので，市販のミネラル・ウォーターを使用すること。蚊が発生する冬期（11～3月）に地方を旅行をする際は，マラリア予防薬を服用することが望ましい。

緊急時の連絡先
〈火災・緊急〉　Tel.999
〈病院〉
Khoula Hospital Tel.563625
Royal Hospital Tel.592760
〈警察〉
Qurum Police Station Tel.600099
Ruwi Police Station Tel.701077
〈電話番号案内〉
国内 Tel.198
国外 Tel.197
国際通話オペレーター Tel.195
〈空港〉
シーブ空港発着便問い合せ Tel.519223，519456

在外公館アドレス
●大使館
在オマーン大使館
Embassy of Japan, 764, Way 2114, Medinat Qaboss
Baushar 211, Sultanate of Oman (P.O.Box 6511 Ruwi)
Tel.601028,603464

KAN00010　オマーン「防犯の手引き」
防犯の手引き

在オマーン日本国大使館
平成4年１１月作成

当地マスカットに在住しておられる邦人の皆様を対象に、当館作成の「防犯の手引き」を配布いたします。
このパンフレットは、日常に於けるちょっとした油断により起きる事故・火災などの被害、また万が一起きないだろうと思っている事柄が実際に起きた場合に対する必要最低限の対処を記載致しました。何等かの御参考になれば幸です。

記

１．現在の犯罪傾向
当国においては、皆様御存じの通り公開情報に限りがあり、断片的なものを除き犯罪統計月報のようなものはなく、大使館で入手できる最新の本件統計も一昨年のものなど古いものが多く、現在の統計を把握することは出来ません。それでも最近は自動車事故の比率が高くなってきたため、一部新聞に前日の事故件数を掲載するなど、自動車事故の抑制に当局が乗り出してきたことがわかります。この様な動向を見ていますと、犯罪の報道が無いのは犯罪件数そのものが少ないものと思われますが、実際問題として数年前までは家に鍵をかけなくても外出できたのに、現在では空巣などの犯罪が増加しているようで、当館にて独自に入手した伝聞によると、空巣・置き引き・窃盗などの単純犯罪が頻繁に起きているとの事です。これら犯罪の発生区域は出稼ぎ労働者のたむろする地域で多くなっており、逆に外国人が多く居住している住宅地域及び商業地域ではそれほど頻繁に発生しているとは聞いておりませんが、用心に越したことはありません。

２．空巣対策（長短期留守にする場合及び外出する時）
イ）長期間留守になるときは階ごとに一部屋は明りをつけておく。
ロ）門灯及び玄関灯は点灯しない（昼間長期間つけておくと留守が判明する）
ハ）長期に留守する時は２日または３日ごとに知り合いまたは家主に点検してもらう。また、新聞などを取っている場合は留守の期間配達を停止する措置を行う。又は点検の時に回収してもらう。
ニ）建物の周囲（特に道路や隣の家からの死角にはいる部分から入られることが多い）を点検し、足場になるような物を置かないようにする。
ホ）隣人等に対し留守にする旨知らせておき、異常があった場合にはしかるべき場所に連絡してもらうように依頼する。

以上のような措置をしたのにもかかわらず空巣などの被害にあった場合には直ちに警察に連絡をして下さい。また当館にもご連絡いただければ助力できるものと思われます。その際、部屋の中はそのままに保存し警察が調査を終了するまで絶対に触らないでください。また、貴重品などは写真に撮っておくなどすれば、後日品物が発見され引き取る場合に証拠となります。いずれにせよ普段より鍵の管理（壊れた鍵の修理を完全にしておくなど）や建物周囲、窓や裏口の点検などをしておくことが肝要です。なお、当然のことながら外出時には火の元を確かめて下さい。当地は電気式コンロが多いため、ナベ等をかけたまま忘れることがあります。火災は全てを失ってしまうだけではなく、隣近所にも多大な迷惑をかけることになります。十分に気を付けてくださるよう御願いいたします。

３．外出時の注意

当国は中近東の国であることを忘れずに、外出着は派手なものや肌が必要以上に露出するものは避けるようにしましょう。

また、Tシャツでも大きなプリントが印刷されているものは避けるなど、極力摩擦を起こさないようにすることが必要です（子供は別）。

買い物の時はハンドバックや財布をショウウインドーの上にのせたままにしない、ショルダー式のバッグは肩にかけてもブラブラさせず、手で押さえているなどの工夫をする。特に繁華街を歩くときには注意が必要です。

また、この国では車の方が歩行者より優先となっています。広い道路での横断は大変危険ですので止めましょう。

４．自動車の運転

当地では車が無いと何も出来ないほど、車社会となっております。しかしながら当国のドライバー・マナーは日本に比較した場合には極端に悪く、自動車道路に於ける無理な追い越し、方向指示を出さない急な車線変更、スピード・オーバーなどはごく当たり前のように行われています。この様なことから、自動車を運転する際には特に注意して下さい。自動車道路においては十分に車間距離を取る、車線変更の際は周囲を良く確かめインジケーションを出し速やかに行う、スピードは規定通り守る、特にラウンダ・バウトに入る時と出る時は注意が必要です。

不幸にも事故に遭った場合にはまず負傷者を病院に搬送するよう周囲の協力を求め、事故現場は警察が来るまでは動かさないことが必要です。また言葉の問題で当方に不利にならないように会社や大使館に連絡し、アラビア語のわかる人に応援してもらう事も必要です。

なお、当国では飲酒運転をした場合にはその場で逮捕され、そのまま実刑に科せられ、場合によっては国外追放処分になることもありますので、お酒を飲んだ場合には絶対運転をしないようにして下さい。

５．誘拐及びテロリスト対策

当国においては殆どその脅威はないものと思われます。しかし、日本赤軍や他のテログループが解散又は活動を停止したと言う情報が無い以上、用心に越したことはありません。これ等から身を守るのはまず自分自身注意することが必要です。ここではいくつかの注意方法を列記しますが、何か普段と違う事に気付いた場合には大使館まで御連絡下さい。

（1）下記の場合には注意が必要です。

イ）在宅を確かめるような不審な電話等が頻繁にかかってくる。

ロ）住宅の周囲に見慣れぬ人物が徘徊し、当方の様子をうかがっているような徴候がある。

ハ）外出したときに不審な尾行車がある又は尾行者がいる。

ニ）会社に自分の予定を尋ねる電話がある。

ホ）以上の他に普段と違ったような動きがある場合には大使館まで御連絡下さい。

（2）テロ・グループは行動を移す前にかなり綿密に以上のような下調べをしていることが普通です。この事から彼等の計画を粉砕する事で未然に計画を断念又は変更させることが出来ます。以下の項目は普段より実施することをお勧め致します。

イ）出勤時間を随時変更する。

ロ）通勤経路を随時変更する。

ハ）日常の予定は秘密とし、秘書等には外部に言わないように口止めする。

ニ）外に出している車は、夜間に細工される恐れもあるため、毎朝点検する（車の底に不審なものが付いていないか、ブレーキ及びタイヤの点検等）。

ホ）車を運転中には窓を閉める、またドアのかぎは中から必ずかけておく。

ヘ）信号などで停車する場合には前の車との間をとり、万一に備え逃げられるように配慮する。

（3）万が一、テログループが行動を起こした場合には慌てず行動することが必要です。
イ）車を運転中、尾行車が急に速度を上げて追い越しをかけてきた場合には並ぶ直前に急ブレーキをかけ、可能であれば反転するか左折、右折して逃げる。
ロ）尾行車が離れない場合には近くの警察署に飛び込み助けを求める。
ハ）歩行中に襲われたら大声を出して助けを求める。

（4）不幸にしてテロリストの手中に落ちた場合には。
イ）冷静に判断すること。
ロ）慌てず騒がず、相手の出方を見て冷静に対処する。
ハ）必ず助けがくることを信じて希望を失なわない。
ニ）へたに反抗すると相手も手荒くなることを考え、極力命令通り動く。

以上、ごく簡単に御説明致しましたが、誘拐などの具体的なものについては外務省で作成したＶＴＲが大使館に備えてありますので、ご希望のかたはお申出ください。

また、大使館への御連絡については執務時間中であれば事務所へ、それ以外には館員の自宅に早朝・深夜を問わず御連絡下さい。

大使館事務所（土曜ー水曜日　午前7時３０分ー午後2時００分）
　６０１０２８、　６０３４６４、　６００９５、

| | | |
|---|---|---|
| 館員自宅 | 金安参事官 | ６０２５１６ |
| | 野口書記官 | ６０２１８０ |
| | 大石書記官 | ６９７４３２ |
| | 山田理事官 | ６０３１７１ |
| | 中島書記官 | ６９７８７７ |
| | 本原調査員 | ５６４３５５ |
| | 岩田派遣員 | ５６１８６９ |

この他、木曜及び金曜日、また当国の祝日で事務所が閉まっている場合で上記館員自宅で連絡がつかない時にはポケットベル９１０６５２６（山田理事官携行）、９１０６９５４（大石書記官携行）を常時携行しておりますのでこちらへ御連絡下さい。折り返しおかけになった電話に御連絡致します。

この他ご参考に各機関の連絡先を列記します。

| | |
|---|---|
| （火災・緊急） | ９９９ |
| （病院・ロイヤル・ホスピタル） | ５９２７６０ |
| （警察・クルム・ポリス・ステーション | ６００９９ |
| （同　・ルイ・ポリス・ステーション） | ７０１０７７ |

本パンフレットに御意見ご希望等ございましたら大使館山田理事官又は大石書記官まで御連絡下さい。

KAN00010　オマーン「テロ防止の心得」

防犯（特にテロ防止）のための心得

平成2年10月1日
在オマーン日本国大使館

この心得は防犯（特にテロ防止）のための一般的注意事項をとりまとめたものです、御熟読の上、防犯の御参考にして下さい。

1．通勤・旅行時対策
（1）犯罪者は犯行前にその目標とする者の行動を下調べするので、通勤や買物の際は経路や時間を変える等日常の行動様式のルーティン化を避ける。
（2）不必要な夜間外出は極力避け、外出する場合は帰宅予定時間を家族乃至信頼できる友人に告げておく。
（3）過去の例を見ると、車の乗降の際が特に危険であるので、不審な車や人物が周囲に居ないか注意する。また、待ち伏せ予防のために、自宅や事務所前などに駐車中のタクシーは可能な限り利用しない。
（4）車で走行する際は次の点に留意する。
ａ尾行者の有無に注意し、尾行されたら最寄りの警察署又は兵舎に避難する。
ｂ道路ではなるべく中央車線を走り、交通渋滞道路・事故発生現場・デモ等の集会地を回避する。
ｃドアは必ずロックし、窓は僅かしか開けない。
ｄヒッチハイカー等を同乗させない。
ｅ駐車時には短時間でも必ずドアロックする。
ｆ乗車前には車の内部、車体の下を点検し不審物が見つかれば自ら手を触れることなく警察に届け出る。

2．自宅・事務所等における対策
（1）二重錠等の然るべき安全設備を設置する。
（2）インタビュー等の際に、不必要に住居・事務所の写真を撮らせない。
（3）自宅及び事務所周辺の地理、道路状況を良く理解、把握する。
（4）使用人の身許を良く調査し、身許不明の者は使用しない、また使用人に旅行計画や取引の詳細を聞かせない。
（5）犯人は予め、セールスマン・道路工夫・公共労働者等を装い、目標とする者について事前調査を行うことが多いので、不審な場合には警察に通報する。
（6）自分や家族の行動・所在を未知の者に知らせない。
（7）発送人不明の郵便物・小包等の処理に注意する。

3．誘拐対策
（1）誘拐事件に備え必要書類（旅券、保険関係書類、在外在日の連絡先等）、医療関係記録（病歴、血液型、常用薬名と入手先、持病、かかりつけの医者名等）を整理し、これらの所在を家族、同僚に判るようにしておく。
（2）誘拐された時の心得
ａ捕らえられて孤独な状況におかれても家族、関係者、所在地国当局、大使館等の多くの人々が安全な救出に努力していることを忘れずに、苦しい拘禁生活下でも常に冷静沈着に心掛け、情勢を有利に導くよう努力する。
ｂ犯人の指示には出来るだけ従い、挑発したり刺激しないようにし、特に肉体的争いは絶対にしない。
ｃ一般的に言って逃走のチャンスはないと思わなければならない、注意深く計算して逃走成功のチャンスがある場合以外には逃走を計らない。

d家族、友人、会社、財産のことは出来るだけ話さない。
e連行される際は移動時期、方向、速度、距離を記憶し、道標、音声、臭を含むすべての外界の動きに注意する。
f犯人の容姿、性格、動作や言葉の特徴に注意する。
g犯人とある種の相互理解の雰囲気をつくると有利なことがある。

KAN00010　カタール【安全の基礎】
カタール国
State of Qatar

出入国時の留意事項
●査証
　査証には，訪問査証と就労査証があり，両査証の取得には，カタールの官公庁，民間企業等のスポンサー（身元引受人）が必要である。
　訪問査証はさらに短期業務目的，観光目的，その他滞在目的の３種類に分けられる。
　短期業務査証は，滞在２週間（最高４週間まで更新可能）まで，カタール主要国営ホテルがスポンサーとなって，当局に代理申請される。ただし，そのホテルに宿泊することが条件となる。許可された場合は，ホテルより申請者に通報され，到着時空港で発給される。
　滞在査証は，滞在３カ月まで（最高６カ月まで更新可能）。
　就労査証は，滞在３カ月まで，入国後居住許可を取得しなければならない。
　申請者がマスコミ関係者である場合は，情報文化省を通じ査証を取得することとなる。
　対立国（1993年現在イスラエルのみ）の滞在者，出入国記録のある旅券所持者には発給されない。

●出入国審査
（入国審査）
　当然のことながら，査証がない場合入国が拒否される。
　イスラエルへの入国事実が判明すると入国は拒否される。
　旅券に幼児等が併記されている場合，取得した査証の欄外に「子供同伴何名」との記述がないとトラブルの原因になるので，取得時に確認が必要である。
（出国審査）
　滞在が１カ月以上に及ぶ男性および長期滞在者（居住許可取得者）は出国に際し，内務省入国管理局で出国許可を取得しなければならない。

●通関
　カタールの税関検査は厳しく，機内持込手荷物，預け入れ荷物もＸ線検査が行われる。また，荷物の開披検査があり，酒（味りん類も），豚肉等は持ち込めない。麻薬検査は特に厳しく，不審者に対しては，すべての内容物の検査が行われる。
　書籍およびＶＴＲテープは検閲のため，その場で一時保管手続がとられる。後日返還されるが，女性のヌード写真，イスラム教以外の宗教色濃厚な写真・絵等がある場合は当該部分（またはすべての内容）が抹消される。

滞在時の留意事項
●滞在届
　１カ月以上の滞在予定者は健康診断（エイズ，肝炎検査を含む）を実施し，結果を入国管理局に報告しなければならない。
　３カ月以上の滞在予定者は，入国管理局にて居住許可を取得する必要がある。許可取得に際し，健康診断のほか，指紋登録が行われる。
　滞在期限を過ぎて滞在していた場合には，１日につき100カタール・リアルの罰金を科せられる。

●旅行制限
　王宮，工業施設，軍事施設等に入るためには事前許可が必要である。

●写真撮影の制限
軍事施設，空港，王宮等の撮影は，特別の許可がない限り禁じられている。撮影禁止区域でカメラを持っていると，フィルムやカメラを没収されたり，警察に連行されることもあるので注意が必要である。またモスクや女性を撮影することも避けたほうが無難である。

各種取締法規に関する留意事項
●麻薬
麻薬の持ち込みは厳禁。密売人は死刑，また15～20年の禁固刑と重い刑罰のほか，その後国外追放となる。

●不法就労
外国人の就労には必ずスポンサー（身元引受人）を必要とする。スポンサーとの契約期限が終了後，スポンサーのない状態で就労していた場合，また，パートタイム等で別のスポンサーのもとで働いた場合には罰金，禁固刑の重い刑罰のほか，場合によっては国外追放となる。

●治安維持
治安維持に関しては非常に厳しい体制をしいている。人口に対しての警察官の数は，日本より数倍も多い。また処罰も，イスラムの「シャリヤ法」に則って行われ，鞭打ち刑等もあり厳しいと言える。また警察だけでなく，重要施設は軍隊も警備しており，少しでも不審な者にはライフルを突きつけて尋問することもある。

●その他特殊取締
立ち入り禁止区域の標識はアラビア語で表記されているケースが多いので，郊外のドライブは十分注意する必要がある。

風俗，習慣，国民性に関する留意事項
人口構成はカタール人がわずか２割程度で，ほかはさまざまな国からの出稼ぎ労働者たちとその家族である。市内のスーク（市場）を歩いていると，黒いチャドルをまとった女性や，派手なサリーをなびかせている女性のそばを洋服を着た英国やフランスの女性が行き過ぎるといった光景を見かける。
イスラム教を国教としているので，予備知識としてイスラムというものを知っておく必要がある。

安全のためのひとくちアドバイス
治安維持を厳しく行っているが，女性は１人でドライブや散歩などに出かけないことが大切。また１人でのタクシー乗車も避けたほうがよい。国民所得が平均的に高いので，カタール国人による泥棒事件などはほとんどない。ただし，出稼ぎ労働者も多く，彼らによるとみられるコソ泥もあるので注意を要する。

健康上の留意事項
風土病等は特にない。ただしぜん息が多い。１年のうち４月から10月はほぼ24時間冷房が不可欠。しかし，冷房が強すぎて風邪をひいたり気管支を痛めたりする例があるので，室内の温度・湿度管理には十分留意する必要がある。

緊急時の連絡先
〈非常用〉　Tel.999（警察，消防，救急サービス共通）
英語可
〈病院〉　ハマド国立総合病院　Tel.446446

〈内務省〉　入国管理局旅券課　Tel.443300
〈空港〉　ドーハ国際空港　Tel.438111
国内通話は無料。公衆電話はきわめて少なく，テレホン・カードが必要。

緊急時の言葉
(英語)
「泥棒」＝シーフ
「警察」＝ポリス
「救急車」＝アンビュランス
「助けて」＝ヘルプ・ミー

(アラビア語)
「泥棒」＝リッスまたはハラーミ
「警察」＝ショルタ
「救急車」＝イスアーフ
「助けて」＝サーイドゥニー

在外公館アドレス
●大使館
在カタール大使館
Embassy of Japan, Doha West Bay, Diplomatic Area,. Doha, The State of Qatar (P.O.Box 2208)
Tel.831224,831225

KAN00010　カタール「防犯の手引き」

防犯の手引

平成５年２月１日
在カタル日本国大使館

当地ではこれまでともすれば安全なところと安易な気分が一般であったように思われますが、残念ながら必ずしもそうではなく、在留邦人で、これまでにも窃盗にあったケースが幾つかあり、油断大敵であり、十分な注意が必要と思われます。
この手引きは、在留邦人の皆様が、安心してカタルでの生活を過ごされるための一助となればと願って作成したものです。完全な防犯というものはあり得ませんが、このマニュアルがお役に立てれば幸甚です。
なお皆様の基本的心構えとして、古くよりの名言を以下に記しておきますので常に念頭においていただければと思います。
――「治」にあって「乱」を思う
――「乱」を思えば備えあり
――備えあれば憂いなし

目　次
１．基本的な留意点
２．一般犯罪の留意点
３．誘拐
４．爆弾
５．襲撃・占拠
６．緊急連絡網
７．緊急連絡先
８．終わりに
９．参考資料

１．基本的な心構え
海外で生活する場合、大切なことは、何といってもその土地に慣れ、土地の人と知り合い仲良くすることでしょう。
日本とは生活環境が大幅に異なる当国のリズムに慣れることは、容易なことではないと思いますが、より良い生活のためには、その国民と仲良くすることはもとより、在留外国人との連帯を深めることが重要です。
しかし、海外では自分及び家族の安全については、自分が第一義的な責任を負わざるを得ないとの冷厳な現実もわすれてはいけません。

２．一般犯罪の留意点
（１）外出先での心掛け
（イ）窃盗、掻っ払い、追い剥ぎ等の対策は万国共通でしょうが、貴重品や多額の現金を不必要に持ち歩かないことや、分散して所持することが大切です。
（ロ）買物等街中に行く場合、特に婦人の単独行動はなるべく避け、信用できる運転手、使用人等を必ず同伴させるようにしましょう。
（ハ）自動車乗降の際は、不審人物がいないか、又は不審物がないか等十分な確認、注意が必要です。

（ニ）自動車を運転する場合、十二分に車間距離をとっておき、前の車が急停車した場合でも、それに対処できる余裕を常にもちましょう。
また、広い車線の道路では、中央線側を走ることも一案です。
（ホ）駐車する場合は暗がりを避け、荷物を車内に放置しないことは勿論、ドアは施錠し、窓も閉めることは基本的な心掛けです。
また、使用人、運転手の見張りをおくことも有用でしょう。
（ヘ）車で遠出をする場合は、できるだけ２台以上で行動するようにし、幹線道路から可能な限り離れないようにすることも、防犯に役立ちます。
（ト）事故・火事等の野次馬にならないように注意することも大切です。
（チ）スーク等で、見知らぬ人物に声をかけられた時は、先ず猜疑心をもって応対しましょう。
（リ）大きな事故等を目撃した場合、及び自分が当事者になった場合等の際は、大使館に連絡することも重要なことです。
また、邦人安全対策協議会も設置されていますので、同協議会に報告し、必要な場合には、再発防止策について議論してもらうことも大切でしょう。

（２）自宅での防犯措置
（イ）家を選ぶとき孤立しているような家屋はできるだけ避け、そのような家屋に住む場合は、ゲートや窓等を強化することです。
（ロ）万が一家屋に侵入された場合を想定して、家族が避難できるような部屋を作っておくことです。
（ハ）見知らぬ人が突然ベルを鳴らすことがありますが、決して不用意にドアを開けてはいけません（例：電気メーターの検針等）。
（ニ）家を長期間あける場合、信用のできる知人に留守番をしてもらうなり、時々様子を見てもらうことが必要です。
また、短期間の場合、ラジオ、電気等をつけ放しておくのも一案です。
（ホ）電話がかかってきた時は、相手が誰であるか確認した後に話し、勿論、電話番号及び住所等を必要以上に知らせないことです。

（３）婦女子の安全確保
（イ）御主人が出張等不在中の家族の安全確保については、最善の方法としては御主人に同行することでしょうが、一案として、信用のおける知人に泊まり込んでもらうか、逆に知人宅に泊まる、あるいは、安全なホテルに宿泊することです。
（ロ）日常生活では、子供の通学、友人宅への送迎に際し、タクシーを利用することは極力避けた方が無難です。
（ハ）婦女子が一人でタクシーを利用するのは可能な限り避けるようにしましょう。
（ニ）婦女子が外出する際には、ミニスカートのような露出過剰の服装は避けたほうが無難です。

３．誘拐
（１）心構え
世界各地で発生している誘拐テロ事件は、ここ数年来激増しており、その方法も多様化しています。日本人に対するテロ行動はあまり多くありませんが、今後日本の国際的地位の向上と共に摩擦も多くなり、日本人が対象となることも考えられ、十分な注意が必要です。
テロ行動は、いつ、どこで、どのような形で発生するかわかりません。また完璧なテロ対策は残念ながら存在しません。しかし、完全でなくてもその対応策は必要であり、またそれによってある程度までは、自分で予防することができます。

（２）誘拐の予防対策

（イ）これまでの、世界各地におけるテロの例を見ますと、テロリストは、テロ目標とした者の行動パターンを把握しています。ですから自分及び家族の行動パターンは、できる限り不規則にした方がテロ対策として効果的です。従って通勤、通学路は一定せず、また行動の時間を不規則にすることが大切です。
（ロ）電話で自分及び家族の行動日程を話すのは、盗聴のおそれがあり極めて危険です。
（ハ）テロの多くは、「最も攻撃しやすそうな者」を狙っていますので、テロ目標としての商品価値を下げることが必要です。例えば、テロ犠牲者の多い米国人は、一見して米国人だとか金持ちだとか、わかることを避けるよう指導しています。
（ニ）万一自分が誘拐等にあった場合の対応や心構えについて、日頃から家族と話しあっておくことも大切でしょう。
（ホ）自宅及び事務所等の周囲に不審車両があるとか、一見何でもないことでも、毎日起きていることと違う事柄には、注意する習慣をつけることも大切です。

（3）誘拐に出会った場合
（イ）万一自分が誘拐されたり、人質とされてしまった場合、「自分は救われる」と信じ続けることが極めて重要です。
逆に犯人は人質に対し、「政府と会社はお前を見捨てた」等の心理的圧迫を加えてきますが、人質を失えば、犯人は元も子もなくなることを忘れてはいけません。
（ロ）不幸にも誘拐にあった場合、冷静に状況を判断、移動時間、速度、距離、方向を記憶するよう努力し、におい、声、音、犯人のしぐさ等を含むすべての周囲の動きに注意することです。釈放後の警察の犯人逮捕に役立ちます。
（ハ）家族、友人、会社等のことはできるだけ話さないようにします。
（ニ）犯人の指示にはできるだけ従い、挑発したり、刺激したりしないようにし、特に殴りあい等は、絶対してはいけません。
（ホ）犯人と、ある種の相互理解の雰囲気を作ると有利です。

4．爆弾
（1）心構え
（イ）家、事務所等に爆弾装置の予告電話がかかってきた場合、予告電話に対処する予備知識として次の事項を徹底させておくことが予告電話の信憑性の判断、有効な対策の選択等、早期解決のため極めて大切です。
例えば、
◎犯人と通話中に、同僚にメモを渡すなどして警察に通報させる。
◎犯人の声の特徴を聞きとる。
◎通話をできるだけ長びかせ中断させない。
◎相手の要求事項は必ず間違って復唱する。（これは出来るだけ相手の声等を知るために長く話させることを意図しているのであって、単に復唱する意味ではない）
◎少しでも多くの情報を聞きだす。
◎犯人の背後の音声を聞き取る。
等が基本的な対応策です。
（ロ）避難訓練を定期的に実施し、有事の際、いかにしてパニック状態を防ぐかが大切であり、訓練を繰り返すことにより、避難に対する「なれ」の状態をつくっておくことが必要です。
（ハ）日頃から、自室、事務所及び周辺の観察を行ない、不審物等が即座にわかるようにしておきます。

（2）爆弾予告を受けた場合
（イ）おかしいと思われる物件、郵便物、小包等がある場合は、特に取扱に注意し、持ち主、発送人に問いあわせる等、早急に不審点の解明に努めます。
（ロ）不審物件はひとつとはかぎりません。プロは陽動作戦としてわかりやすいところに

おとりを仕掛け、本来の狙いの爆弾から注意をそらそうとすることもあります。
（ハ）もし不審物が発見された時には、絶対にさわってはいけません。まず警察に通報し、全員建物の外に避難して下さい。
爆発物の取扱いでミスをすると、それが自分の人生における最後のミスになってしまいます。とにかく警察にまかせることです。

5．襲撃・占拠
（1）心構え
犯人たちは、犯行計画のため必ず施設等の下調べをしますので、平素から大使館及び在留邦人間との連絡を密にし、不審者、不審車両の発見ならびに関連情報の入手につとめましょう。

（2）人質になった場合
（イ）人質となって一番危険なのは、始めと終わりです。この時は占拠者が興奮しており、特異な行動にでることがあるので、抵抗したり、犯人を刺激したりしないようにすることが大切です。
（ロ）できるだけ早く冷静さを取り戻すよう努力し、占拠者と共通の話題をみつけ、話し合うのも良い方策ですが、政治的、思想的な話題は避けた方が賢明です。
（ハ）与えられた食事は出来るだけ食べ、体力の保持に努めることが大切です。
（ニ）事件当初より、銃撃戦に備え、身を伏せる場所等を念頭において周囲の状況を細かく観察することも重要です。
（ホ）逃走を企てないほうが懸命です。

6．緊急連絡先

| | |
|---|---|
| （1）警察・救急車・消防車 | 電話　９９９ |
| （2）日本大使館 | 〃　８３１２２４／５ |
| | 勤務時間　０７：３０～１３：３０（土～木） |
| | 〃　８３１２３０ |
| | 勤務時間以外 |
| （3）ドーハ日本人学校 | 電話　８８４２３４ |
| （4）ハマド国立総合病院 | 電話　４４６４４６ |
| （5）移民局入国管理課（内務省） | 電話　８２２８２２ |
| （6）ドーハ国際空港 | 電話　４３８１１１ |

7．終わりに
本手引きの各対策は、すべて基本的、原則的なものであり、当然諸情勢によって異なってくるものです。幸いにしてカタルは治安状況等は現在のところ比較的安定はしておりますが、世界中どこの国でも、いつこの種の事件がおきてもおかしくないのです。
在留邦人の皆様も、この点をご理解の上、良く認識されて、この手引きを参考に防犯対策を見直していただけることを希望いたします。
また、皆様の今後の防犯対策も検討した中で、何かお気付きの点がありましたら、大使館まで御連絡下さい。
最後に、海外ではリラックスしつつも用心し、同時に用心しつつもリラックスして、落ち着いた目立たない生活態度をとることが大切なのではないでしょうか。

9．参考資料
（1）犯罪類型とその対策
・窃盗（スリ、置引）
ズボンの尻ポケットやバックの外側のポケットなど人目につくところに財布や貴重品を入れない。

ホテルでチェックイン、チェックアウトをする時など荷物を床に置いたままにしたりして手から離さないこと。
ビュッフェ式の食事の際、テーブル、いす等にハンドバック、かばんを置いたまま食事をとりにいかないこと。
ペラペラと話しかけてきてまごついているスキにもう一人が抜き取るケースがあるので注意を怠らない。

・空巣
長期間旅行などで家を留守にする時は、空巣に気をつけましょう。
夜間、留守にする時など、室内の電燈（場合によってはラジオ等）をつけたままにしておくことも一案です。
平素から友人や近所の人と良好な関係を保持しておき、長期にわたり留守にする時など防犯に注意をはらってもらう。
買物などの行動パターンを時間帯により一定にするとスキをつかれねらわれやすいので注意する。

付　録
緊急時の言葉（日本語／英語／アラビア語）
・日本大使館／ジャパニーズ・エンバシィー／サファーラ・ヤーバニィヤ
・泥棒／スィーフ／ハラーミ
・警察／ポリス／ショルター
・救急車／アンビュランス　カー／サイヤーラ・イスアーフ
・助けて／ヘルプ／サーイドーニー
・病院／ホスピタル／ムスタシファ
・火事／ファイヤー／ハリーア
・医者／ドクター／ドクトール
・空港／エアポート／マタール
・銀行／バンク／バンク
・水／ウォーター／マー
・早く／クィック／ビソラア

KAN00010 クウェート【安全の基礎】
クウェート国
State of Kuwait

出入国時の留意事項
●査証
入国者は，すべて査証の取得を義務づけられる。査証を発給してもらうためにはまず，内務省から入国許可証（NON OBJECTION CERTIFICATE=NOC）を取得しなくてはならない。NOCは，(1)入国の目的，(2)クウェート側の受け入れ先からの書簡，(3)エイズ検査結果および場合により本人の写真を添えて，内務省，在外公館または在日クウェート大使館へ申請する。駐在目的の NOC は在日クウェート大使館で手続きする必要があり，取得まで約1カ月間を要する。短期訪問目的のNOCは，現地の受け入れ先で比較的容易に取得可能（所要約1週間から2週間）であり，NOC取得後は在日クウェート大使館で1～2日で査証の発給が受けられる。報道関係者の場合は，さらに情報省の取材許可の取得が必要。
観光を目的とした入国は許可されない。また，イスラエル入国歴のある人および旅券の渡航先にイスラエルが記載されていると，入国および空港通過ができない。

●出入国審査
入国許可の要件は，上記NOC・査証の取得，下記通関規則品目の不所持，政治活動を行わないこと等。
出国許可の要件は，王宮，石油，軍事施設等の写真，図版，クウェート一般人の風俗，寺社等の写真等の規制品目を携行しないこと，法令違反（駐車違反の未払いを含む）のないこと，係争中の裁判にかかわっていないことなど。

●外貨申告
必要ない。

●通関
携行品および別送品は，すべて開被検査が行われる。処罰対象品目は，武器，爆発物，麻薬，ポルノ等。
没収される規制品目は，(1)アラブ・ボイコット品目　イスラエル製品，(2)宗教上の規制品目　酒類または加工品（みりん，粉末酒を含む），豚肉または加工品（ハム等），水着やショートパンツ着用の女性および裸体の女性を表した写真・図版等。許可を要する品目は，食品，薬品，映画およびコンピュータ等。なお，薬品については麻酔薬，精神安定剤などで輸入禁止のものもあり，携行または別送する量によっては没収にとどまらず，処罰されることもあるので要注意。

滞在時の留意事項
●滞在届
滞在の目的，クウェートでの住所，クウェート側受け入れ先の書簡等を添えて，内務省に許可申請しなくてはならない。なお，指紋登録を求められる。また，駐在等長期滞在する場合は，入国後，クウェート国立病院でエイズほか伝染性疾患の検査を受け，結果が陰性でないと居住許可がおりない。

●旅行制限
特に制限はない。ただし，常時旅券，身分証，滞在許可証の携行が必要。特定の地域（軍事，石油施設およびクウェート・イラク国境付近等）への立ち入りは，関係官庁ないし国連イラク・クウェート停戦監視団（UNIKOM）の許可を要す。

●写真撮影の制限
報道関係者等による取材目的の撮影の場合は，撮影目的，内容等を添えて，情報省に許可申請する。撮影制限等は，許可の際に情報省から指示がある。個人のスナップ写真程度であれば，王宮，石油・軍事施設等を対象にしない限り問題はない。ただし，現地人特に女性を無断で撮影することは厳に慎む必要がある。

各種取締法規に関する留意事項
●麻薬
通関時の検査で，粉末状のもの（抹茶，調味料，かたくり粉等）は，すべて開包し吟味する。麻薬と疑われるような形状のものは携行しないほうが無難。平時の取り締まりとして随時立ち入り検査がある。特に，現地労働者等による当局への通報で摘発される例も少なくない。

●不法就労
随時取り締まりがあり，発覚した場合は国外追放になる。就労する場合は，入国前に就労査証の取得が義務づけられる。

●治安維持
外国人のクウェート国内での出版活動，政治・経済関連の20人を超える集会は，すべて関係省庁の許可が必要。随時，旅券，身分証明書等の提示を求められる。

●その他特殊取締
クウェートおよびアラブ友好国の国家元首，王族に対する批判は違法である。姦通罪（非婚姻者同士の性的関係等）がある。酒類の製造は違法。交通マナーは車も歩行者もきわめて悪く，注意を要する。相手の不注意によるものであっても違反や事故を起こし，未処理であると，出国を拒否されることもある。

風俗，習慣，国民性に関する留意事項
宗教（イスラム教）の社会規律に対する一般的認識を有することが大切。例えば，宗教批判を慎むこと，飲酒等の禁止，ラマダン（断食月）時の断食などの社会的制約がある。また，モスク等での礼拝の際は，その直前を横切ったり写真を撮ったりしないこと。集会，文化行事でも，男女の出席者は区別されることもある。女性の写真はみだりに撮らない。

安全のためのひとくちアドバイス
夜間は女性だけでの外出は避けたほうがよい。
また，女性の服装は，あまり肌をあらわにした物（ノースリーブ，ショートパンツ等）は避けること。

健康上の留意事項
特に夏場（5～9月）は，猛暑により体調に変調をきたしやすいので留意する必要がある。スポーツクラブ等で積極的に運動するとともに，栄養の補給に留意することが望ましい。
風土病等特別の疫病はないが，特に猛暑期（5月～9月頃）には食品もいたみやすく，またWHOの報告にもあるように，空気中の塵芥が世界で最も多い地域であるので，のど，目等に障害が起こりやすい。うがい，洗眼の励行および常備薬の携行が望ましい。
水はほとんどが工場で生産される蒸留水であり，水道からそのまま飲む場合には，送水管の腐食等による水の汚れを塵芥除去のフィルターで除去することが望ましい。また，市販のミネラル・ウォーターが普及している。

緊急時の連絡先
〈病院〉 Hadi Clinic (軽症) Tel.5312555
Mubarak AL Kabeer Hospital (重症)
Tel.5312700
〈警察〉 Tel.5396666, 5382000 (日本の110番に相当)
〈火災〉 Tel.105
〈外務省〉 Tel.2425141
〈内務省〉 Tel.2410035, 2410039 (捜査課), 2410904 (渉外)
〈情報省〉 Tel.2415301
〈日本人会事務所〉
同会会長の所属する企業事務所
〈注〉国内での電話の使用は，すべて無料である。

緊急時の言葉
(アラビア語)
「泥棒」＝ハラーミー
「助けて」＝イルハクーニィー
「火事」＝ハリーまたはナール
「救急車」＝サイヤーラトウ・イスアーフ
「警察を呼んでくれ」＝ボーリースまたはシュルタ
「日本人を呼んでくれ」＝イッタシル・ヤーバーニー
一般に，最小限必要な意思の伝達は，英語でも可能。

在外公館アドレス
●大使館
在クウェート大使館
Embassy of Japan, Area No.9, Plot No.496, Jabriya, Kuwait
(郵便物あて先：P.O.Box No.2304, Safat, 13024 Kuwait)
Tel.5312870 (代表)

KAN00010　クウェート「防犯の手引き」
安全な生活をするために
－－－防犯の手引き－－－

平成4年10月
在クウェイト日本国大使館

＜1＞平素の心構え

毎日の生活を送るうえで、犯罪等の被害に会わないようにするためには常に自分の周りに気をくばりいつもと違う様子があればこれをいち早く察知できるようにするよう心掛けることが大切です。
一番のポイントは、「自分で隙を作らない」「相手に付け入る隙を与えない」ことです。

1．一般的留意事項
(1)車両はいつでも最良の状態で使用出来るように常に点検・整備を怠らない。特に、ガソリンが半分以下になった場合は給油をして、常に満タンに近い状態にしておく。
(エンジンオイルを始めとする各種オイル、バッテリー用蒸留水、水等を備蓄しておくことをお勧めします。)
(2)不測の事態に備えＵＳドル紙幣（安全な所まで行ける飛行機代＋当座の生活費）を手元に準備しておく。
(3)食料・飲料水等、備蓄（7日～10日分）の励行。
(4)常備薬等の準備をしておく。
(5)貴重品（パスポートを含む）をまとめておき、緊急の場合に速やかに持出しのできるように保管しておく。
(特に、パスポート（人定事項・レジデンスパーミットの各ページ）、ＩＤカード等の身分証明、資格にかかる書類はコピーをあらかじめ取っておくことを勧めます。)

2．自宅・事務所等での留意事項
(1)入口等のドアは二重施錠（主錠＋チェーン錠、カンヌキ等補助錠）にする等安全設備を施し、且つ、常に施錠しておく。
(2)不必要に自分や家族、居住家屋または事務所の内部、公用及び私用車両の写真を撮らせない。
(3)来訪者は、氏名等の確認なく家及び事務所に入れない。見知らぬ者は絶対家の中には入れない。
(特に、電話を貸してほしい等口実を設ける者について注意が必要です。)
(4)使用人の身元はよく調査し、身元のはっきりしない者は雇用しない。
(可能な限り、知人又はスポンサー等信用のおける人の紹介等の手段により探すのがよい。)
①使用人に旅行計画や仕事上の話を聞かせない。
②使用人に原則として家の鍵等は持たせない。
(5)何かを企む者は事前に下見をすることが多いので、不審な人物等を見かけた場合には警察に通報する。
(6)緊急連絡先（大使館、警察、知人等）の電話番号メモを外出時に常時携行する。
(7)自分または家族の行動や所在及び関連する電話番号等を知らない者に軽々しく教えない。
(8)自分に心当たりの無い電話を受けた場合は自分から名前や電話番号等を言わない。

＜2＞誘拐に対する対策等

日本人は金持ちであると見られて誘拐のターゲットになりやすいので、日頃から注意し、仮に万が一かかる事態にまきこまれた場合の身の処し方についても考えておく必要があります。

1．平素から心掛けておくべき事

(1)平素から身辺に注意し日常と異なる動きに気を付ける習慣を付けておく。

(2)万が一に備え海外渡航に係る必要書類（旅券、保険関係書類、任国及び本邦における連絡先等のリスト等）や医療関係記録（血液型、常用薬名、持病名、かかりつけの医師名等）を整理して、家族及び同僚等に判るようにしておく。

(3)単身赴任の場合、家族又は同僚等との定期的な通信に心掛ける。

更に、定期的連絡が途絶えた場合は、速やかに関係者に連絡がとれるように手順を決めておく。

2．誘拐された時の心構え

(1)捕えられて孤独な状況に置かれても家族や我が国政府関係者及び任国治安関係当局者等が安全な救出に努力していることを忘れず、常に冷静沈着な態度を維持し状況を有利に導くように努力する。

(2)犯人が一見合理的な人柄に見えても決してノーマルな行動をするとは考えてはならない。従って、犯人の指示には出来るだけ従い挑発や刺激をしないように努める。

(3)一般的に逃走のチャンスは無いと思わなければならない。

すべての状況を判断して１００％成功のチャンスがある場合以外は逃走を図ったり、またはその素振りを見せないようにする。

(4)家族、友人、会社及び業務内容等についての話をしない。

(5)誘拐された場合には、移動の手段、方向、速度、距離等をできるだけ記憶し、道標、におい、音声を含む外界の動きの把握に努める。

(6)犯人の容貌、性格、動作や言葉の特徴に注意し事後の捜査に役立つように記憶する

(7)犯人とある種の相互理解の雰囲気を作ると有利なことがある。

(8)誘拐された者の家族及び関係者は事件発生後、直ちに大使館に連絡すると共に録音機等を用意し犯人側からの連絡に備える。

＜3＞爆弾テロ対策等

1．不審物件を受取った、又は発見した場合

次のような不審物件（小包みを含む）を受取ったり発見した場合は不用意に開けることなく、速やかに警察に連絡する。

（中から、時計等の不審な音が聞こえる場合は、静かに１００m以上離れた場所に移す。）

(1)切手が必要以上に貼ってある。

(2)包装の要領が特異であったり変わった封印がなされている。

(3)中から針金や紐等が出ている。

(4)通常と異なる場所に置かれている。

(5)形状に比して大きさ重さが不自然である。

(6)発送者（社）の氏名、会社名が間違っていたり、心当たりの無い者からの届け物である。

2．爆破予告電話を受取った場合

爆破（脅迫）電話を受取った際は、基本的には次のとおり行動することが望ましい。

(1)直ちに警察に連絡するとともに必要最小限度の捜索に立合う人員を残し、安全な場所（概ね１００m以上離れた場所）に避難する。

(2)爆弾（脅迫）電話を受けた者は、出来るだけ通話時間を引き延ばして犯人像の手掛か

りを掴むように努める。

## 安全対策チェックリスト

最近、海外で日本人が被害をこうむる犯罪事件が増えてきており、自分の身の廻りに安全な環境を自らの努力で確保することがますます重要となってきていると言えます。どの様な点に注意を払うべきかにつき、特に住居を中心に基本的に留意すべき諸点を纏めてみました（ＹＥＳの数が多い程良いということになります）ので、ご自分の住環境の安全のチェックに役立てて頂ければ幸いです。
尚、リストの内容等につきお気付きの点がご座いましたら、ご意見をお寄せ下さい。

### １．住居選択のためのチェックリスト

| (1)ルートの安全確保 | YES | NO |
|---|---|---|
| ・自宅から、例えば事務所まで、２本以上の安全なルートをとることができるか | □ | □ |
| ・ルートの道幅は比較的広くかつ安全か（一方通行では無いこと） | □ | □ |
| ・ルート上には尾行された時に避難できる安全な場所（例えば警察署）があるか | □ | □ |
| ・毎日出掛ける場所（例えばマーケット）までの安全は十分か | □ | □ |
| (2)地域の安全確保 | YES | NO |
| ・住居周辺の治安情勢をチェックしたか | □ | □ |
| ・警察、消防、医療、救急機関などのサービスが緊急時に短時間で利用可能範囲か | □ | □ |
| ・問題の多い地域に隣接していないか | □ | □ |
| ・付近に爆弾テロのターゲットとなるような施設はないか | □ | □ |
| (3)住居の安全確保 | YES | NO |
| ・独立家屋を取り巻く四方のうち三方は、他の住居に囲まれているか | □ | □ |
| ・住居への出入り（特に車両）は安全かつ迅速に行える構造か | □ | □ |
| ・家主は住居の安全対策強化に積極的か | □ | □ |

### ２．住居の安全対策チェックリスト

(1)独立家屋（ビラ）の場合

| | YES | NO |
|---|---|---|
| (イ)外塀 | | |
| ・外部から簡単に侵入できない構造であるか | □ | □ |
| ・外塀から直接住居の２階や屋根に忍び込み得る構造にないか | □ | □ |
| ・外周に照明設備はあるか | □ | □ |
| ・外部から住宅内部が覗かれないか | □ | □ |
| (ロ)門扉 | YES | NO |
| ・鍵がなければ容易に侵入できないものか | □ | □ |
| ・来訪者を確認する手段（インターホン等）があるか | □ | □ |
| ・周辺に照明設備はあるか | □ | □ |
| ・門扉内部から外の安全を確認できるか | □ | □ |
| (ハ)駐車場（車庫） | YES | NO |
| ・住宅敷地内にあるか | □ | □ |
| ・車の出入りが迅速且安全に行えるか | □ | □ |
| ・駐車場内外に照明設備があるか | □ | □ |
| (ニ)庭 | YES | NO |
| ・庭と建物外周に照明設備があるか | □ | □ |
| ・敷地内に不審者が身を潜める場所はないか | □ | □ |
| ・２階や屋根に忍び込む際の手助けとなるような物はないか | □ | □ |
| ・梯子等が放置されていないか | □ | □ |
| (2)集合住宅（フラット）の場合 | | |
| (イ)建物の出入口（玄関ロビー） | YES | NO |
| ・建物内部へは住居者以外の者が勝手に出入りできないシステムか | □ | □ |
| ・全ての出入口は管理人又は守衛により管理されているか | □ | □ |
| ・全ての出入口に施錠設備があるか | □ | □ |
| ・出入口周辺に照明設備はあるか | □ | □ |

・来訪者の確認（インターホン等）が容易か　□　□

・夜間の出入口の管理は万全か　□　□

(ロ)駐車場　YES　NO

・敷地内（外塀の内側）にあるか　□　□

・車の出入りが迅速かつ安全に行えるか　□　□

・２４時間体制で管理人又は守衛により管理されているか　□　□

・照明設備は十分か　□　□

・夜間の管理は万全か　□　□

(ハ)建物　YES　NO

・警報装置はあるか　□　□

・防火設備、非常階段等はあるか　□　□

・内外の照明設備は十分か　□　□

(3)建物本体の安全対策チェックリスト

(イ)出入口の扉（玄関）　YES　NO

・扉と扉の枠は頑丈なものか　□　□

・ワンドア　ツウーロックになっているか　□　□

・扉に覗き穴、インターホン等の訪問者を確認する手段があるか　□　□

・扉の周辺に窓（賊が手を伸ばして扉を開ける）がないか　□　□

(ロ)その他の出入口　YES　NO

・扉と扉の枠はは頑丈なものか　□　□

・ワンドア　ツウーロックになっているか　□　□

(ハ)窓　YES　NO

・窓と窓枠は頑丈かつロックは確実なものか　□　□

・集合住宅の場合、不審者が侵入可能な箇所はないか　□　□
（例えばテラス、階段等に近い窓には鉄格子等が必要）

(ニ)建物

| | YES | NO |
|---|---|---|
| ・建物全体として侵入されない又はされにくい構造か | □ | □ |
| ・建物内部に警報装置があるか | □ | □ |

(4)主寝室の安全対策チェックリスト

| | | |
|---|---|---|
| ・電話が設置されているか | □ | □ |
| ・緊急時に必要な物、貴重品等を保管する場所があるか | □ | □ |

3．車両で移動する際の安全対策チェックリスト

(1)車の購入時

| | YES | NO |
|---|---|---|
| ・現地で整備可能か | □ | □ |
| ・各種装備（例えばエアコン）に問題はないか | □ | □ |
| ・故障時の修理用具、スペアータイアなどが積載されているか | □ | □ |
| ・燃料タンク、エンジン部等は施錠可能か | □ | □ |
| ・車両の盗難、事故等の全てをカバーする保険に加入したか | □ | □ |
| ・対人保険は、当国の支払い額を十分にカバーする保険か | □ | □ |

(2)日常の車の整備

| | YES | NO |
|---|---|---|
| ・常に良好な状態にあるか | □ | □ |
| ・燃料は常にタンクの半分以上あるか<br>（燃料はタンクの半分以下になったらフルにしておく） | □ | □ |
| ・常に管理の十分な駐車場に駐車しているか<br>（路上駐車は避ける） | □ | □ |
| ・ドアは常にロックされているか | □ | □ |
| ・トランク内に予備の水、オイル等を積んでいるか | □ | □ |
| ・貴重品、ブルーブック等を外部から視認できる車内に放置していないか | □ | □ |

(3)車での移動

| | YES | NO |
|---|---|---|
| ・乗り込みの都度周囲の安全を確認しているか | □ | □ |

・乗り込む際、事前に車の外周、下、室内（特に後部座席）を点検しているか　□　□

・通勤等に定型的行動パターンをとっていないか　□　□

・目的地までの道路事情を把握しているか　□　□

・警察、病院、軍・政府関係施設等の位置を把握しているか　□　□

・目的地迄のルート及びその代替ルートを事前に計画しているか　□　□

・走行中ドアロックをしているか　□　□

・脇道を避け、交通量の多い大通りを走行しているか　□　□

・走行中は車間距離を保っているか　□　□

・不審車両に尾行された場合の対処行動を予め計画しているか　□　□

・走行中は同乗者全員が周囲を警戒しているか　□　□

・特に夜間は住宅地以外の地域を１人で走行しないようにしているか　□　□

(4)運転手を雇用する場合　YES　NO

・運転手に緊急時に必要な運転技術教育を行っているか　□　□

・運転手にガードマンとしての自覚を持たせているか　□　□

・出先で駐車中であっても常に車の側にいるように指導しているか　□　□

・緊急事態発生時の合図等を決めているか　□　□

３．生活面の安全対策チェックリスト

(1)引越後　YES　NO

・周囲の環境、道路、地形に慣れるように努力したか　□　□

・警察、病院等の位置と連絡方法を確認したか　□　□

・最寄りの知人宅の位置と連絡方法を確認したか　□　□

・住宅の安全対策上の弱点を把握したか　□　□

・弱点をカバーする安全対策を検討し且つ実施したか　□　□

(2)訪問者に関する注意　YES　NO

| | | |
|---|---|---|
| ・訪問者の身元を確認してから応対しているか | □ | □ |
| ・見知らぬ者を敷地内又は室内に入れていないか | □ | □ |
| (3)使用人に対する注意 | YES | NO |
| ・使用人の雇用は、信頼できる人からの紹介によるものか | □ | □ |
| ・使用人の身元調査（特に正直さと信頼性）を行ったか | □ | □ |
| ・旅券、ＩＤ等の写しを入手したか | □ | □ |
| ・安全上の心得を機会あるごとに教育しているか | □ | □ |
| ・来訪者の応対要領、電話応対時の注意等を徹底したか（家人が留守の時の応対要領は特に重要） | □ | □ |
| ・許可なく来訪者を敷地内に入れないように指導しているか | □ | □ |
| ・使用人に隙（犯罪を誘発する環境）を見せていないか | □ | □ |
| ・外出、休日の行動、心情の変化を掴んでいるか | □ | □ |
| ・使用人が複数の場合、責任者を指定しているか | □ | □ |
| (4)家族に対する注意 | YES | NO |
| ・家族全員が安全に関し、関心をもっているか | □ | □ |
| ・家族全員が住居に異常があった場合の行動を熟知しているか | □ | □ |
| ・家族旅行の計画、その他の計画を他人に漏らしていないか | □ | □ |
| ・子女の通学路の安全は十分確保されているか | □ | □ |
| ・家族全員の行動、居場所を常に把握しているか | □ | □ |
| ・常に家族全員が直ちに連絡をとり合える体制になっているか | □ | □ |
| ・家族各人の行動、計画に変更がある場合には連絡を取り合っているか | □ | □ |
| (5)外出に際しての注意 | YES | NO |
| ・戸締り、火気点検などを行っているか | □ | □ |
| ・外出前に使用人などに対する指導は十分行なっているか | □ | □ |
| ・外出時、帰宅時にはそれぞれ周囲の警戒を怠っていないか | □ | □ |

| | | |
|---|---|---|
| ・社交活動などにおいて、現地の反感を買うような発言をしていないか | □ | □ |
| (6)電話 | YES | NO |
| ・自宅の電話の使い方を知っているか | □ | □ |
| ・電話の側に緊急連絡リストが常備されているか | □ | □ |
| ・電話をとる際、こちらから名乗っていないか | □ | □ |
| ・間違え電話に対して、こちらの番号を教えていないか | □ | □ |
| ・不審な電話に対する処置を各人が知っているか | □ | □ |
| ・脅迫電話があった場合の処置を各人が知っているか | □ | □ |
| ・使用人が私用で電話を掛けていないか | □ | □ |
| (7)鍵の管理 | YES | NO |
| ・鍵の取扱いに十分注意をしているか | □ | □ |
| ・鍵は常時携帯し、保管にも注意をしているか | □ | □ |
| ・使用人に鍵を貸与していないか | □ | □ |
| ・鍵を紛失したとき、錠の交換をしたか | □ | □ |
| ・鍵の取付け予備鍵の作成は信頼できる業者に依頼しているか | □ | □ |
| (8)休暇などの際の措置と対策 | YES | NO |
| ・信頼できる知人に時々点検してもらえるか | □ | □ |
| ・信頼できる警備会社があるか（警備依頼をする場合） | □ | □ |

KAN00010 サウジアラビア【安全の基礎】
サウジアラビア王国
Kingdom of Saudi Arabia

出入国時の留意事項
●査証
サウジアラビアと日本は査証免除取極がないので，サウジアラビアに入国するときは査証を取得しなければならない。湾岸諸国全般にいえることであるが，入国するときは国内に身元保証人（スポンサー）が必要であり，サウジアラビアも同様である。
通常一般の査証申請は本人がサウジアラビア大使館に申請するだけでは足りず，国内のスポンサーが本人と同時に内務省に査証申請し，その許可がサウジアラビア大使館に連絡され初めて査証が発給されるというシステムになっている。査証は労働，短期訪問，同居（家族に対して），公用，外交と分かれているが，観光，通過査証はない。

●出入国審査
有効な査証を持ち，旅券にイスラエル出入国スタンプがなければ入国審査については問題ない。しかし，女性が単身入国しようとするときは入国審査後も別室に待たされ，スポンサーを確認した後でなければ入国を許可されないので，しかるべき人による空港出迎えが必須。出国の際は旅券事務所からの出国査証の取得が必要である。同査証を取得しないと出国できない。再入国するときも同様に旅券事務所から再入国許可を取得する。
ただし，短期訪問査証での入国者については，出国査証は必要はない。

●外貨申告
使用通貨はサウジ・リアルで，入国時に持参の外貨を申告する必要はない。外貨管理といえる規制はない。なお，日本円の両替は不可能。

●通関
イスラムの聖地を抱えているだけにイスラムの教えを厳格に守っており，禁じられているアルコール，豚肉の持ち込みには特に目を光らせている。知らずに持ち込んだ場合でも，すぐに拘禁されると考えたほうがよい（梱包用としても酒類のダンボール箱は使用しないこと）。
ポルノ類は厳禁で，ビデオテープ，雑誌類も念入りに検査される。女性の水着・下着写真などが載っている雑誌，ビデオ類は持ち込まないこと。出国時は税関はないがチェックイン時に警察官による検査（ハイジャック関連）がある。この検査は金属探知ゲートを通り，機内持ち込み荷物をチェックするだけであるが，サウジアラビアの金属探知ゲートは過大に反応し，反応しなくなるまで何度も通らされることになり，その度に服，靴，ベルト等を取らされる。

滞在時の留意事項
●滞在届
入国後はすぐに，内務省下の旅券事務所から滞在許可書（イカーマ）を取得しなければならない。通常2年間（ヘジュラ暦）有効。短期訪問査証では必要ないが，労働査証のときに特に重要。手続きは原則的にスポンサーが行うので，スポンサーの存在が重要。出入国審査での出国査証および再入国査証についても，スポンサーの手続きが必要。イカーマはサウジアラビア国内では旅券よりも重要であり，常時携帯が義務づけられている。

●旅行制限
イカーマに滞在先（行動範囲）が記載されているため，その行動範囲を超えて活動しようとするときは，たとえ観光旅行等でもスポンサーまたは商業会議所あるいは地区労働事

務所からのレターが必要になる。そのレターがあれば問題ないが，常時携帯する必要がある。

●写真撮影の制限
都市郊外（砂漠）での撮影は問題ないが，リヤド，ジェッダ等の市内での写真撮影は極力控えたほうがよい。見ず知らずのサウジアラビア人，特に女性にはカメラを向けないこと。市内各所にムタワ（宗教警察）が私服で見回っており，見つかった場合はフィルム没収で済めばよいほうで，カメラまで没収される可能性もある。

各種取締法規に関する留意事項
●麻薬
覚醒剤，麻薬類関係については関係当局も取り締まりに力を入れており，入国時も麻薬類と間違えられそうなものは事前に処分しておく必要がある。
イエメン等ではカート（幻覚作用を起こす植物）が簡単に入手できるが，サウジアラビアでは厳禁で，所持および吸飲ならびに密売・仲介はいずれも見つかれば死罪等厳罰に処せられる。

●不法就労
労働査証の取得は必ず行う必要がある。急用のため訪問査証しか取得できなかったときは極力対外活動は行わず，必要以上に出歩かないこと。不法就労が発覚した場合は強制送還されると考えていたほうがよい。

●治安維持
サウジアラビアは，アラブ諸国の中では治安が比較的安定している国といえる。ただし，婦女子に対する凶悪犯罪の発生が比較的多いことに注意する必要がある。イスラムの教えを厳格に実行しているためであるが，一方ではイスラム教徒以外の外国人にとっては生活のしにくい国であるといえる。いずれにしても公衆の面前で政府，王族を批判することは絶対に避けなければならない。

●その他特殊取締
規制は数えあげれば際限がないが，特にあげれば，飲酒の禁止，公衆の場所での男女同席の禁止，娯楽施設の皆無といったところ。日本や諸外国では何ら問題のないことでも，サウジアラビアでは禁止行為とされていることがあり，外国人だからといって許してもらえない。現地の習慣を尊重し，郷に入れば郷に従えの姿勢が大切。

風俗，習慣，国民性に関する留意事項
イスラムの教義により女性の行動がたいへん制約され，通常女性の単独外出はできず，女性の自動車運転は禁止。また，不特定の男女の同席は禁じられている。そのため，プール，テニスコート等での男女の同席はできず（家族であっても同様），レストラン等では家族席に隔離されることになる。外出に際しては，女性は頭から足まで黒いベールで包んでおり，外国人もこれに準じている（いわゆる宗教警察が見回っている）。イスラム教は1日に5回祈りの時間があり，官公庁，店類が全部閉まってしまうので，買物などは祈りの時間帯を避けなければならない。

健康上の留意事項
サウジアラビアに特有な風土病はない。ときに髄膜炎の流行が報道されるが，これはハッジ（巡礼）の季節に外国から持ち込まれることが多く，リヤドより紅海海岸が主たる流行地になるようであり，流行期には当地病院で予防接種を受けることができる。環境の厳しいサウジアラビアにおいては，日ごろから栄養補給と十分な休養による体力の維持・増進に努めるとともに水分の摂取を怠らないよう留意する必要がある。水道水を飲用などに

供する場合，念のため沸かしてから用いる人が多い。
　病気の早期発見および持病の進行状況を把握するために，必ず定期検診を受ける。現地の医療水準は，おおむね日本や欧米社会の病院に達していると思われる。

緊急時の連絡先
〈警察〉　Tel.999
〈救急車〉　Tel.997

緊急時の言葉
(アラビア語)
「泥棒」＝ハラーミー
「助けて」＝ナジュダ
「警察」＝シュルタ
「救急車」＝イスアーフ
「電話はどこ？」＝アイナ・テレフォン？

在外公館アドレス
●大使館
在サウジアラビア大使館
Embassy of Japan, A−11 Diplomatic Quarter, P.O.Box 4095, Riyadh 11491, Saudi Arabia
Tel.488−1100

●総領事館
在ジェッダ総領事館
Consulate−General of Japan, Off Palestine Road, P.O.Box 1260,
Jeddah 21431, Saudi Arabia
Tel.6652402,6653421,6604933

KAN00010 サウジアラビア「防犯の手引き」
治安・防犯の手引き

平成4年10月
在サウディ・アラビア日本国大使館

この度、当国で皆様が安全に生活されるための参考として、平成2年に作成した「治安・防犯の手引き」を基に改訂版を作成しました。先の湾岸危機以後、安全に対する意識も高まりつつあるところ、皆様におかれましては、「海外の安全は自ら確保する」といった危機管理意識を持ち、渡航先国の治安情勢には注意を払うといった心掛けが必要であることを再認識されたうえで、本冊子をその一助として活用していただければと思います。

現在、当国内で邦人を直接対象としたテロ事件の発生には至っていないものの、当国特有ともいえる凶悪犯罪は年々増加傾向にあり、治安が良いとは決して言い切れない状況の下、今後とも十分な注意が必要と思われます。

本手引きを今後更に充実したものにしていくために、皆様の生活体験に基づく御意見やアイデアなどお気づきの点がありましたら、大使館領事部まで御連絡下さい。

尚、本手引きの取扱いについては十分注意されるようお願いいたします。

在サウディ・アラビア日本国大使館領事部
TEL. (01) 488−1100
EXT. 203, 202

目　次

1．当国の治安
（1）総論
（2）リヤド市内
（3）その他の地域
2．防犯対策
（1）盗難関係
（2）暴行等の対策
（3）誘拐対策
（4）その他
3．交通事故対策
4．宗教警察について

1．当国の治安
（1）総論

イ．サウディ・アラビアは、イスラム教の聖地メッカ、メディナを抱えるイスラム教の総本山であり、また、戒律上最も厳格なワハビズムを採っているため、他の外国人にとって非常に生活のしづらい国です。

反面、一般論として言えば、厳罰主義のこの国は他の先進諸国に比較し犯罪の発生率は低いことも事実です。しかし、一概に手放しで安心はできません。等国特有とも言える一部凶悪犯罪（誘拐・性犯罪等）の発生率は、日本と比較しても極めて高く、全犯罪発生件数も年々増加しています。

ロ．サウディ・アラビアのセキュリティーに関する機構は次のようになっています。

内務省＝各警察署（青色パトカー）ー交通警察（緑色パトカー）ー特別治安部隊、DQ警備隊

犯罪防止法及び善行の為の部ー宗教警察
国防省＝軍警察（赤色パトカー）

（2）リヤド市内

首都リヤドのセキュリティについてはかなり厳しいものがあります。官公庁付近はもとより、市内全般を２４時間体制で警察官がパトロールしています。普段から頻繁にパトカーや徒歩の警察官の姿を見かけることができますが、その数が多いからといって安全であるとは限らないのは当然のことです。市内のいたる所では、出稼ぎ外国人労働者（低賃金労働者）がたむろしているのを見かけます。このような状況は治安の不安定化につながる恐れがあり、特に婦女子の独り歩きは極力避けるようにしなければなりません。又、警察官・警察署のシステム自体が日本と異なっており、加えて英語を解する警察官が少ないために、とかく事件・事故に巻き込まれないことが第一義的に重要です。

（3）その他の地域

他の主要都市はジェッダとダンマンがありますが、両地ともリヤドに比べて開放的です。そのためか、居住者も気の緩みがリヤドに比べ多いようです。東部地区のダンマンは隣国のバハレーンとを結ぶコーズウェイ利用の車の出入りが多く、事件・事故の発生も多くなっていますので、東部地区への旅行の際は気を引き締めていかれることが肝要です。

２．防犯対策

（1）盗難対策

イ．前述のとおり、他の先進諸国と比較すると相対的に盗難事件発生率は高くありませんが、全く無いわけではありません。常に注意を怠らないという心構えを持つことが肝心であり、これ以上の防御策はないでしょう。空港、スーパーマーケット等の不特定多数が集まる場所では常に携行品の存在を忘れずに身体から離すことなく、止むを得ない場合でも必ず目の届く範囲におくことが必要です。

ロ．邦人のほとんどの方はコンパウンドに居住されており、コンパウンド自体が警備員を雇っていますので、一般住居よりも比較的安全です。だからといって空巣・こそ泥の類いがいないわけではありません。警備員が巡回途中にこそ泥に変身することも無きにしもあらずです。コンパウンド内の他の住宅に赴くときであっても、わずかの時間自宅を空けるときでも常に施錠を忘れず、帰宅時には異常がないか確認するぐらいの気持ちが必要です。

自宅にメイド、ボーイを住まわせている家庭では、彼らの目の届くところには貴重品や現金を置かず、彼らに出来心を起こさせないためにも何時も警戒心を持つべきです。

ハ．一般家庭では、室内から門の鍵を自動開閉できるシステムになっているところがありますが、この場合でも安易に開けるのではなく、事前連絡のない者に対してはドア・門の開閉には特に注意するべきです。同システムのない家の場合にも同じく、来訪者を覗き窓や声で確認してから招き入れることが肝要です。

ニ．単なるこそ泥といっても、厳罰主義のこの国では犯罪者が顔を見られた場合には、逮捕を免れるため殺人に至ってしまうケースもありますので安易に考えることのないよう十分注意してください。

（2）暴行等の対策

当国では、男性に対する暴行はほとんど聞くことはありませんが、婦女子に対するものが多いようです。そして、これらの多くは性犯罪（強姦罪・陵辱罪）に絡んで発生しており、その発生率は極めて高くなっています。この種の犯罪の刑罰は重く、その為犯人は自ずから殺人・死体遺棄に発展するケースが多いようです。

普通、外国人労働者を含めて当国にいる男性は、女性に接する機会がほとんどなく、とかく女性は好奇な目で見られがちになります。その為、外出に際しては幾ら不自由であっ

ても過度に肌を露出した衣服を身に付けず、また当国の宗教警察の関係もあり、外国人女性の多くはアバヤを常用しているようです。（サウディ政府は非ムスリム女性のアバヤ着用を必ずしも義務付けてはいない。）つまり、女性が目立つ格好をしないということは、当国社会にとってはこの種犯罪から身を守るためにも必然的に必要なことといえるようです。そして、女性の単独行動及びタクシーの単独利用はできるだけ避けるべきです。

（3）誘拐対策

誘拐は、一般には政治目的、営利目的、隠蔽等目的に大別されます。テロリストによる政治目的誘拐は、強い信念に基づいて実行されるものでもっとも危険性の高いものです。普通に、老練かつ有能な集団によって計画・実行され、その行動は、迅速になされるのが特徴です。単純・突発的な誘拐に比べ、計画的なものはその対象者が、何時・何処にいるかを事前に調査することから始めます。犯人達が対象者を決める場合、通常は１０名位の候補者を選び、その一人ひとりについて調査・監視を行ないます。

当国の誘拐事件発生率は、日本と比較して極めて高く、営利・隠蔽等目的の誘拐が多いようです。前記と同様の理由から誘拐後、犯行は殺人・死体遺棄に発展するケースも多く、日頃の行動には十分注意が必要です。

一般的な対策としては、本人が常に警戒心と注意力をもち警戒するしかありません。

外出に際しては、自宅・事務所を出るときは周囲の状況を確認する習慣をつける必要があります。一見なんでもないが、毎日起きていることと違う事柄が起こっていないか等に注意することが必要です。不審な者に車を止められてもドアーを開けず、止むを得ぬときは少しだけ窓を開けるようにし、周囲にも警戒して下さい。もちろん、婦女子の独り歩き、タクシーの単独乗車をしないことが大切です。

使用人（メイド・ボーイ）についても、友人・知人の紹介等により出来るだけ信用できる者を選び、来訪者を勝手に中に立ち入らせたり、その友人・知人といえどもみだりに家の中に連れてこさせないといったことを教育しておくことも重要です。

（4）その他

緊急時に備えて家庭には必ず緊急連絡先（警察・会社・友人・大使館等の電話番号）を備えておくことが必要です。

３．交通事故対策

道路整備が発達しているにも拘らず、交通死亡事故の発生率が日本と比較しても極めて高いのは、もっぱら運転手の交通マナーの悪さが原因と考えられます。たとえ自分が法規を守り注意運転しているだけでは足りず、常に十分な車間距離をとり、常に前後左右の車の動きを注視していることが必要です。時には他の車の流れに従うことも大切です。事故の原因の多くは、スピード超過や信号無視があげられます。

事故を起こしてしまった場合、先ず交通警察官を呼び、怪我人がいる場合は救急車を呼びます。これ等の初動措置は日本と同じですが、注意しなければならないのは、事故を起こした車両は如何なる道路状況にあろうとも警察がくるまで決して動かしてはならない（動かした場合証拠を隠滅したと見られる）ことです。また、スポンサーに連絡すると共に、できる限りアラビア語のできるスタッフを呼ぶ必要があります。

事故処理はサウディ交通警察主導の下に処理され、現場で加害者が決定され、被害者に対する補償が必要な場合、加害者は警察に拘留されます。補償金額を支払えば、加害者は釈放されます。なお、強度の人身事故の場合はその後刑事罰が加えられ、死亡事故の場合には6か月程度収監される可能性がありますので、くれぐれも事故を起こさないよう最大限の注意が必要です。

４．宗教警察について

宗教警察は、ムタワとも言われ、通常私服で、イスラムの宗教義務をムスリムに強制する活動を行っている政府機関です。反イスラム的なことには断固とした態度で臨み、例えば礼拝の時間になると「サラー（礼拝）」と大声で叫びながら人々をモスクへ駆り立てたり、公衆の面前で髪の毛や手足を出している女性がいれば容赦なく詰問され、悪くすると連行・逮捕されることもあります。

ここで問題となるのが特に、非ムスリムの女性の服装に対しても同様の扱いを受けることです。基本的に、サウディ政府は非ムスリムの女性に対してアバヤ等のベールの着用を義務付けてはいません。サウディ当局は、望ましい服装として次のようなことを挙げています。

男性の場合：長ズボンでシャツは胸元が見えないこと。また、金ネックレス等の装飾品を身に付けてスーク（市場）や公共の面前にでないこと。

女性の場合：身体にぴったりするようなタイトな服装は好ましくない。
スカートの丈は膝下までで、シャツの袖は二の腕が隠れること。
ショートパンツやタイトなスラックスは好ましくない。

○宗教警察に注意・詰問された場合

・あくまで礼儀正しく対処し、ムスリムでない旨主張し、みだりに紛議を生じさせることなく努めて速やかにその場から立ち去るようにする。（この場合、アラビア語は使わないこと。）

○同行を要求または連行されそうになった場合

・安易に着いて行ったり、その場から移動したりせず身分証明書の提示を求める等、相手の身分を確認すると共に上記の対応に基づき、去る機会を伺うこと。
・しつこくつきまとう場合には、「何も悪いことはしていないし、迷惑もかけていない」自分は困っており、正当である」ことを周囲の人にも聞こえるように主張する。
・近くに一般警察官がいれば助けとなることがある。

○連行の場合

・女性には触れることができないので、触ろうとしたら大声で抗議する。
・女性のみ逮捕・連行することは滅多に無く、夫の同伴の場合には、夫を逮捕するか、身分証明書を取り上げようとする。
・無理矢理連行されそうになった場合、近くの人に大使館に通報してくれるように叫ぶ。
・不幸にも連行されると、一連の説教を聞かされ、みだらな服装・ふるまいをしない旨の誓約書を書かされることとなる。

以上、遭遇した場合先ずその場から速やかに立ち去り、無用の衝突を避けるように努めることが大切です。とくに、
ラマダンの月には注意が必要です。

又、女性の服装については、対宗教警察とともに前述したように自身の防犯上のために大切なことであります。